

## 平成 21 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 文 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 家 一	市 民 課 長	木 内 利 雄
生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良	健 康 推 進 課 長	三 浦 美 江 子
農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一	観 光 課 長	武 藤 一 男
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齊 藤 俊		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成21年3月5日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議会運営委員長の報告(追加議案について)
- 第2 議案第47号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)について
- 第3 議案第6号 にかほ市市制施行記念日を定める条例制定について
- 第4 議案第7号 にかほ市顕彰条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第8号 にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例制定について
- 第6 議案第9号 にかほ市土地開発基金条例を廃止する条例制定について
- 第7 議案第10号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第11号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第12号 にかほ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第13号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第11 議案第14号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第12 議案第15号 にかほ市斎場利用に関する協定の廃止に関する協定について
- 第13 議案第16号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第14 議案第17号 あらたに生じた土地の確認について
- 第15 議案第18号 字の区域の変更について
- 第16 議案第19号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第17 議案第20号 市道路線の認定について
- 第18 議案第21号 市道路線の変更について
- 第19 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて
- 第20 議案第23号 損害賠償の額を定めることについて
- 第21 議案第24号 損害賠償の額を定めることについて
- 第22 議案第25号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第23 議案第26号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第24 議案第27号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第25 議案第28号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)について
- 第26 議案第29号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)について
- 第27 議案第30号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第2号)について
- 第28 議案第31号 平成20年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第29 議案第32号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第3号)について
- 第30 議案第33号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

- 第31 議案第34号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第32 議案第35号 平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について
- 第33 議案第36号 平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第34 議案第37号 平成21年度にかほ市一般会計予算について
- 第35 議案第38号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第36 議案第39号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第37 議案第40号 平成21年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第38 議案第41号 平成21年度にかほ市老人保健特別会計予算について
- 第39 議案第42号 平成21年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第40 議案第43号 平成21年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第41 議案第44号 平成21年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第42 議案第45号 平成21年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第43 議案第46号 平成21年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第44 一般会計予算特別委員会の設置
- 第45 議案及び請願・陳情の付託
- 第46 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

【議会運営委員長（7番佐々木正明君）登壇】

議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。

本日、午前9時半から議会運営委員会を開催いたしまして、平成20年度一般会計補正予算、これを追加議案として提案することを議会運営委員会で決定しておりますので、よろしく願います。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第47号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。追加議案を提案しておりますので、その要旨について御説明をいたします。議案第47号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億8,866万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9,883万7,000円と定めるものでございます。補正の主な内容としては、きのう国会が通りましたけれども、定額給付金について、2月1日を基準日とした市民等2万8,879人に対し4億4,858万円、市単独分として、同学年となる2月2日から4月1日までの出生者及び出生見込者30人に対し60万円、合わせて市民等2万8,909人に対し4億4,918万円を支給するものであります。

また、子育て応援特別手当については、2月1日を基準日とし、支給対象者375人に対し1,350万円を支給するものであります。さらに、定額給付金の支給にあわせ、商工会で発行予定の共通商品券へ10%のプレミアム分の補助として1,200万円を計上したものでございます。これは、21年度の当初予算と合わせますと1,500万円となります。

なお、補正予算の財源としては、国庫補助金4億7,955万8,000円、財政調整基金から910万9,000円の繰り入れを行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明をいたしました。補足説明については、担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるよう、お願いいたします。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長から主な項目についての補足説明を行います。初めに、総務部に関する説明を総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 議案第47号平成20年度一般会計補正予算（第9号）について補足説明いたします。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費ですが、2款定額給付金給付事業、3款子育て応援特別手当支給事業、いずれも国の第二次補正に盛り込まれたものであります。国の関連法案の成立後でなければ支給を行うことができないとされており、年度内の支給が不可能なことから、事務費の一部を除いて、全額21年度へ繰り越すものでございます。

7款商工会共通商品券補助事業、これについては、定額給付金の交付にあわせて発行する商品券に助成するものでありまして、これについても全額21年度へ繰り越すものでございます。

7ページをお開きください。14款2項5目の総務費国庫補助金は、定額給付金と事務費に対し全額補助金として交付されます。ただし、市単独で支給することといたしました2月2日から4月1日までに生まれる新生児分については、一般財源を充当することになります。

18款2項1目財政調整基金繰入金は、歳入歳出の財源調整によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。8ページをお開きください。2款1項13目定額給付金給付事業費の3節職員手当から14節の使用料及び賃借料は、支給事務費でございます。なお、2月12日の全員協議会において御説明しておりましたとおり、支給システム構築業務委託料312万3,000円と、申請書及び封筒の印刷費36万8,000円については、予備費を充当させていただいております。これによりまして、事務費の総額は今回の補正計上額1,375万8,000円と合わせまして、1,724万9,000円となります。

19節の定額給付金の内訳は、一般質問でもお答えしておりましたが、配付しております資料のとおりでございます。なお、同学年となる子供たちへの不公平感に配慮するため、2月2日から4月1日までに生まれる新生児を30人と想定し、60万円を計上しております。

2月1日現在での世帯数は9,537世帯となっております。

続きまして、支給手続の概要について御説明いたします。支給リストの作成を2月23日から3月13日までの予定で実施しております。申請書の発送日は3月19日と予定しております。3月19日として予定しております。なお、申請書の受理については、給付申請書の受付開始日3月24日から6ヵ月後の9月24日と定めております。給付金の支給は、4月20日ごろをめぐり、指定金融機関を通して、各金融機関の世帯主の口座に振り込むこととなります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する説明を健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうからは、健康福祉部所管の主なものについて説明いたします。

まず歳入についてであります。7ページをお開き願います。14款2項1目2節の児童福祉費補助金1,372万9,000円は、子育て応援特別手当支給費交付金375人分、1,350万円と、事務費にかかわる事務費交付金22万9,000円であります。

続きまして、歳出についてであります。8ページをお開き願います。3款2項1目12節役務費22万9,000円は、申請書等の郵送料と口座振替手数料であります。それから、下の19節負担金補助及び交付金1,350万円ではありますが、子育て応援特別手当の額であります。支給となるお子さんは、世帯に属する3歳以上18歳以下の子、平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれの子のうち、幼児教育期であります平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子の第2子以降の子に対しまして、1人当たり3万6,000円を支給するものであります。支給基準日は、平成21年2月1日を基準としております。支給対象者に対しましては、定額給付金の日程とあわせまして、支給申請書を郵送いたしまして、受付開始したいと思っております。支給は4月の中旬ごろに支給できるように、現在、事務作業を進めております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する説明を産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、産業部関係について御説明いたします。9ページになります。

7款1項2目の19節負担金補助及び交付金であります。商工会共通商品券補助金の1,200万円あります。これにつきましては、定額給付金の支給にあわせまして、できるだけ給付金が地域での消費に回れるように、また、商業振興や地域の活性化につながるよう、プレミアム付き商品券の発行

に対する補助金として予算措置をしたものであります。先ほど説明ありましたように、当初予算に300万円を計上してありますが、あわせて1,500万円ということで、地域の活性化につながるよう願っているものであります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明が終わりました。  
暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時17分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第6号にかほ市市制施行記念日を定める条例制定についてから日程第43、議案第46号平成21年度にかほ市水道事業会計予算についてまでの議案41件及びただいま議題となりました議案第47号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての議案1件、計42件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第6号にかほ市市制施行記念日を定める条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号にかほ市顕彰条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） お尋ねいたします。この顕彰条例ですが、旧の条例を見ますと、顕彰事項について、既存条例の1号から5号までは、自治の進展に著しく功績のあった者、以下、産業の振興改善、教育、学芸、技術と文化の発展、民生の安定、保健衛生の向上、これらに著しく功績のあった者で、市民の模範となる者という考え方だと思っておりますが、この旧条例の1号から5号までの関係と、今回の追加事項にある7号、8号。7号については学術的なもので、世界的評価のある者、8号については、スポーツの関係でございますけれども、全国規模、あるいは世界規模云々と、こういう表現があります。従来の1号から5号までと、今回追加提案の7号、8号、これにつきましては、少し顕彰のレベルが違うような感じに私は受け取るんですが、これについてどう理解すればいいのか、お伺いをいたします。

議長（竹内睦夫君） 池田議員に申し上げますけれども、「感じるように」ということになりまして、これは自己の思いになってしまいますので、違う部分をお知らせくださいとか、そういう形で今後もひとつ注意して質疑してください。

【4番（池田好隆君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） では、答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） この条例の改正理由ですが、これまで規則で定められていたものを、顕彰による市民栄誉賞に関する事項を条例に規定することとし、条例中に顕彰の対象や範囲を新たに加えるものでございます。御指摘のとおり、7号、8号は、顕彰のレベルが大分違うように感じられるということですが、改正案にありましたとおり、学術的に世界的評価を受けた場合や、スポーツ分野において、全国、あるいは世界的規模で優秀な成績を修めた個人や団体について、顕彰、市民栄誉賞、または名誉市民などの称号授与の対象すべきであることから、対象の範囲や要件に関する規定を条文において整理したものでございますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員、よろしいですか。

【4番（池田好隆君）「はい、了解」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第7号について、ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認め、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） この条例は、減額10%、そして、11月12日までというふうになるわけですが、10%の根拠、それから、12日以降にどのように考えられるのか。それから、市長が説明したときに、たしか管理職も10%減というふうな話もありましたが、そのほうは多分1年間、3月いっぱいまでというふうになると思うので、その辺の整合性、そしてまた、市長に限定しないで、市長、副市長、管理者、そして、教育長にまで行っていると、こういう範囲の広がり方などについても説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 御承知のように大変厳しい雇用情勢でございます。ここはやっぱりみんなで力を合わせながら、1人でも多くの臨時雇用ができるような環境も我々もつくっていかねばならないという、そういう思いでございます。ですから、その財源確保として10%という根拠はありません。ありませんけれども、10%を削減して、そして財源を捻出しようというのが大きな目的でございます。

それから、任期については、私、今、11月12日までが任期でございますので、それ以後については、行政運営の責任者となる市長が、その状況を判断しながら、それ以後のことを決定していくべきだろうということで、11月12日までとさせていただきます。それから、職員の管理職、管理職の皆さんも、我々と一緒に、やはりこのにかほ市をリードしている職員でございますので、そういう痛みはあるかもしれませんが、そういう思いの中で10%管理職手当を削減して、そして、財源を確保していこうということで、お願いをして、理解をいただいたところでございます。この1年については、職員の給料の月額、これについては1年間という形が基本になっております、額については、そういうことで、4月1日から来年の3月31日までという形をお願いして、

御理解をいただいたところでございます。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

12番（村上次郎君） はい。

議長（竹内睦夫君） 議案第8号に対する質疑、ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認め、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号にかほ市土地開発基金条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。

議長（竹内睦夫君） 質疑の通告がありましたので、発言を許します。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） それでは、自己の思いを入れたい形で質問をいたしたいと思ひます。若干内容が変わりますけれども。

本条例の提案理由に、「今後、基金を活用しての土地の先行取得は見込まれないことから」、こういうふうな記述がございすが、これはどうい理由に基づくものか、お伺いをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 土地開発基金の設置目的は、公用もしくは公共用に供する土地の先行取得でございす。提案理由でも御説明いたしましたが、現在、土地として保有しているのがほとんどで、しかも、企業などへの貸し付けをし、基金運用収入等して歳入予算へ計上してきております。普通財産と同じような管理をしているのが実情でございす。これまで基金の目的に沿って、土地を先行取得してまいりましたが、その所期の目的を達成し、いわば、基金本来の使命を終えたものと考えております。御質問の件でございすが、今後、基金を活用しての土地先行取得は見込まれず、具体的、現実的な事業目的がないまま、土地を先行取得することは、土地の有効活用及び現在の財政状況を考えれば、適切でないと思ひます。したがいまして、今後、事業用地として必要となった場合は、その都度、予算措置をして、対応していきたいと思ひております。

なお、今後、大型事業等の実施が想定された場合においては、その用地取得について、事業ごとの目的基金を創設するなどの手法を考えているところでございす。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番、よろしいですか。

4番（池田好隆君） ええ、自己の思いが入りますので、わかりました。

議長（竹内睦夫君） 議案第9号に対する質疑、ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての質疑の通告がありましたので、発言を許します。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてですが、これは条例をよく見てみました。そして、これまでの歳入や、あるいは今年度の予算を見ました。で、去年、19年度決算では1,349万円、必ずしも少ない額ではないです。今年度予算では66.7%の、約900万円となっています。条例を見ますと、祭礼や縁日、その他の催しの旗ざおや幕等も徴収対象になっています。これまで、許可申請や納付書の発行がされて、実際にこの条例が適用がされてい

るのかどうか、これをまず伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、議案第 10 号についての質疑にお答えいたします。

今年度予算案の減額についてと、この道路占用の徴収条例の一部改正するという事なんですけれども、別表の占用料がごらんのとおり、ほとんどの物件において 4 割程度減額になっております。そういうことで、今年度当初予算というものを 900 万円を見込んだというものでございます。また、御質問の祭礼等の旗ざお等の徴収ということなんですけれども、一例を申し上げますと、象潟町の祭典につきましては、象潟まつりの出店協議会のほうから、祭りでの出店の敷地を目的ということで、市道の占有に係るお願いが出されております。市のほうでは、伝統行事であるということで、道路占用料の徴収条例の規定に基づいて、占用料を免除するという取り扱いをしております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） それは、いずれ減免措置というのがありますから、それはわかりましたけれども、わざわざこういうふうにして載せているわけですから、条例。そうすると、具体的に、どういふ場合にこの条例の、例えば祭礼や縁日、これの場合に当てはめるのか。それから、もう一つは、例えば電柱があります。電柱はちゃんと条例に従ってもらっていると思うんですが、その電柱に、例えば大売り出しとか、あるいは不動産会社の、何ていうか、売り出しの看板をかけるとか、そういう場合は、電柱が条例に従って占用料を払っているんで、そういう看板等については、市としては関与できないと、そういうことになるんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 1 番目の一つ目の質問なんですけれども、その他の縁日というんですか、お祭り以外というのと、昔からというんですか、そういう伝統、要するに旧町ですと引き継いだものについては、そういう申請が、当然そういう場合は警察通じて云々という、必ず道路の使用から何から手続を踏んでいるはずなので、そういうものについてはすべて恐らく免除になっているはずなんです。

あと、もう一つ、今、質問のとおり電柱によくありますね、看板をつけて、建物の案内とか何かありますけれども、うちには直接占有云々というものは実際出てきておりません。だから、そういう徴収に関して云々という部分までは、特別うちのほうでは。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 出されなければ、いわゆる申請が出されなければ、市としては関与しないと、そういう態度というか考え方なんですか。それを確かめます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） ええ、まあうちのほうでは、道路の占有ということなので、道路上の云々というのは当然警察サイドのほうの、交通サイドですが、そちらサイドの法律が恐らくかなり厳しいはずなので、それですべて歩道なり何とかで恐らくいくのではないかと思いますけれども、うちのほうでは直接、申請がなければ、直接というか、そういう支払いの占有とかの手続はとって

おりません。

【16番（竹内賢君）「議長、ちょっと確認したいので、休憩願います」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ちょっと、待ってください。

答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 道路占用の電柱については、道路管理者である市長が許可をすることになります。その電柱に掲載される、あるいは、それを利用している物件については、その電柱の所有者との対応となります。ただし、今、先ほど建設部長が申しましたとおり、その場合であっても、当然道路交通法上の支障があったり、あるいは警察の公安委員会等の指摘があったり、さまざまな要件をクリアした上で、電柱の所有者が許可をしているものと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） つけ加えます。道路管理者としては、あくまでも道路の敷地に対する占用許可ということでございます。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 10 時 36 分 休 憩

午前 10 時 37 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

議案第 10 号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認め、議案第 10 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 11 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてから議案第 13 号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についてまでの 3 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認め、これで議案第 11 号から議案第 13 号までの 3 件の質疑を終わります。

次に、議案第 14 号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） この規約一部変更についてですが、市町村にあわせて 25 人というのは、本来は最初からわかっていてやるべきなのに、今ごろ出てきているというのですが、当初、24 人で提案されたときに、委員会等でも、これはすべての市町村にまたがらないからおかしいのではないかという議論もあったわけです。で、その 25 人の根拠は、各市町村ということは一定の理解はできませんが、本来であれば、人口何人に幾らとか、あるいは、会員何人に幾らと、そういう考え方もあると思ひまして、高齢者がどういうふうな推移をしていくのかということも参考にすべきではないか

と思ひまして、3年、5年、まあ10年後わかるかどうか、調査しているかどうかわかりませんが、どういふ推移でいくといふ見込みなのかといふことと、該当する高齢者、あるいは実際に仕事をしている医師会とか、そういう介護の関係者とかを入れる考えはなかつたのかどうかといふことについて質問します。

なお、議会の機能については、こちらでちょっと答弁しにくいと思ひますので、その点については省略させていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

1点目の後期高齢者の数についてでございます。平成21年2月1日現在における秋田県全体の後期高齢者数は、17万17人となっております。にかほ市の後期高齢者数は4,276人となっております。あくまでも推計でございますけれども、にかほ市の後期高齢者数は、3年後に4,580人、5年後に4,780人、10年後には5,380人と、毎年100名ほど増加していくものと見込んでおります。

2点目は、議員定数に関する御質問です。議員定数につきましては、議案説明で申し上げましたように、議員が選出されていない市町村があるために、全市町村から均等に議員選出することを規約変更の目的としております。当初から疑問があつたということでございますが、今回のこの規約の定数25人の根拠は、秋田県の市町村数ということになるものと思ひます。

高齢者や医師会等の議員は考えないのかといふ御質問でございますが、広域連合では、後期高齢者医療の適正かつ円滑な運営をするに当たりまして、広く関係者の意見を求めるために、被保険者、保険医、薬剤師、学識経験者、関係団体の代表者から成る14名の委員会で組織しております運営懇話会というのを設置しまして対応していますということでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 議案第14号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認め、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号にかほ市斎場利用に関する協定の廃止に関する協定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） いずれ説明の中では、当市にとっては不利益はないという説明がされてきました。歳入では、由利本荘市の26年度までの起債償還分、由利本荘市分として203万6,000円計上されています。第2条では、費用負担は別途協議するとありますが、一括返還と、そういうふうにしてやると。二つの斎場の19年度の実績は383件です。象潟と青松苑です。で、19年度と20年度、現在までの由利本荘市民の利用実績は何件なのか。それから、葬祭場の管理業務委託は、青松苑と象潟斎場で1,634万円となっております。廃止によって、青松苑分の21年度の管理業務委託料が減額することができないのかどうか。それから、また、20年度は、耐火物等交換工事として250万円、今年度は430万円計上しています。説明では、年次計画で実施していると説明されてきました。この工事については、これまでの協議経過上、応分の費用負担が — まあ21年度でなくなるわけですけれども、由利本荘市の場合、なくなるわけですけれども、これまでの経過からいって、費用負担を求めることはできないのかどうか、この点について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

第1点目の由利本荘市民の青松苑の利用実績でございますが、平成19年度は25件、今年度は2月末現在で12件となっております。

第2点目の協定の廃止によって、青松苑の21年度管理業務委託料の減額ができるかとのことでございますが、現在、青松苑の管理業務は、有限会社シブヤさんをお願いしておりますが、火葬業務は特殊な作業でございますので、業務を行っていただける方を探すのが大変で、見つからないというのが実際のところのようでございます。そのために、業務委託契約は12社2名の給与保障という形式の契約内容となっておりますので、火葬の件数によって委託料が増減するような契約内容にはなっておりません。したがって、由利本荘市の利用がなくなり、火葬件数が減ったとしても、業務委託料の減額はありませぬ。

次に、3点目の年次計画で実施している耐火物交換工事費用の費用負担についてであります。これまで、協定書に基づきまして、斎場の管理に要した費用の全額を火葬件数によって案分して精算してきたところでございます。したがって、20年度の工事費用241万5,000円につきましては、協定期間内の管理費用でございますので、負担をしてもらうこととなります。協定廃止後の21年度工事につきましては、費用負担を求めるとはできないものと考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目は、管理業務委託料ですが、この、例えば1,630万円のうち、恐らく1,000万円近く、1,000万円ぐらいが青松苑関係の委託と。あと600万円ぐらいが象潟の斎場の委託と、こういうふうになっているわけです。委託する業者が見つからないのでという言い方をされてますが、将来的に、例えばもっと広げて、そういうものがないのかどうか、検討する余地というのは、検討してみたいと、1社限定ということじゃなくて、幅広く求めていくと、そして委託先を決めると、そういうことが考えられないのかどうか、1点であります。

それから、もう一点は、確かに件数に応じて、まあ21年度廃止するわけですから、21年度から由利本荘市分というのは見込まれないわけですが、これまでの協議の中で、例えば延長した経過の中での工事なわけですね。新しく21年度は、別々のやつ工事ということじゃなくて、耐火物等の交換ということになっていきますので、ずっと今まで使われてきた中での、何ていうか、経過に従っての老朽化とか、あるいは耐力とか、そういうふうになっているので、その点については全然協議をした際には話し合いは出なかったということなんですね。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） にかほ市には、象潟と仁賀保に斎場2カ所ございまして、それぞれ委託料、委託契約の内容が異なっております。私も統一して運用したいという気持ちはございますが、なかなか私も私もと、この不況下でも、競争してまでやりたいという業者とかそういうのはないのが実際のところでございます。私もいろいろ検討はしておりますが、現在の2業者のほかに、私もやりたいという声を上げている業者は今のところ、にかほ市内にはございません。

で、現在のままの業者をお願いしていくことになるかと考えております。

それから、2点目の工事費用でございますが、あくまでも年度年度の費用について、精算という形で今までやってきましたので、その廃止によって、これからの費用についての負担という、そういう話は由利本荘市との間ではありませんでした。

議長（竹内睦夫君） 16番、よろしいですか。

16番（竹内賢君） はい。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第15号に対する質疑、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認め、議案第15号に対する質疑を終わります。

次に、議案第16号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についてから議案第18号字の区域の変更についてまでの3件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第16号から議案第18号まで3件の質疑を終わります。

次に、議案第19号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） この辺地の整備計画でございますけれども、整備を必要とする事情をいろいろと書いてございます。この中のライフラインの整備、それから、今回の水道の関係、こういうふうなものについては理解できるわけですが、整備を必要とする事情の中に、末尾のほうに、観光レクリエーション施設等の公共施設を整備することによって地域の活性化云々と、こういう記述がございます。この点について、具体的に説明する、整備内容について説明するものがありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 総合整備計画に記載した文言の取り扱いですが、現在のところ、具体的な事業計画としては、観光レクリエーション施設については持ってございません。辺地対策事業債の対象となる事業に、観光またはレクリエーションに関する施設整備ができるとされていることから、整備計画書には、多岐にわたる事業計画が可能となるよう、この文言を盛り込んで計画しているものでございます。具体的には、計画中にこの観光レクリエーションの事業が必要となった場合に対応できるようにするためのものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 議案第19号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号市道路線の認定について及び議案第21号市道路線の変更について、2件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第20号及び議案第21号、2件の質疑を終わ

ります。

次に、議案第 22 号損害賠償の額を定めることについて及び議案第 23 号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 説明の中でも話があったんですが、損害賠償することになった、いわゆる事故原因が、こういうふうにグレーチングがはね上がった。で、このグレーチングそのものが市道にどのくらいあるのか、これは恐らく把握していると思うんです。それから、再発を防ぐためにどうしたらいいか。これは必ずしも偶発的というのではなくて、見回りとか、地区住民との協働とか、こういうふうにしてやろうという考え方を恐らく持っていると思うので、その点についていかがですか。再発を防ぐための具体的な策。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、議案第 22 号、並びに 23 号の質疑にお答えいたします。

側溝、排水路のふたには、通常はコンクリートふたを設置しているんですけども、路面の集排水能力を向上させるため、あるいは維持管理上どうしてもグレーチングはふたが必要というような場合に設置をしております。質問にどのくらいありますかということなんですけれども、申しわけないんですけども、その数を具体的には把握をしております。

通常の道路パトロール体制は、各市民サービスセンターとの連携によって実施しているんですけども、今回の事故発生箇所については、いわば、住宅の裏側の箇所、どうしても住民の目が届きにくい、また、くぼ地で隠れた特別な場所というような感じをしております。そういうことで、通常のパトロールに加えての強化をこれからは図っていきたいと思っております。

また、このような道路関連のふぐあいによる事故防止のためには、地区住民の皆さんの協力が不可欠と考えておりますので、今後も機会あるごとに、ふぐあい等、発生情報の提供をお願いしてまいります。

ちなみに、3 月 15 日号の広報でもって、除雪作業後の道路情報を収集するというようなことで、その協力を周知する予定になっております。以上です。

【16 番（竹内賢君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第 22 号及び議案第 23 号に対する質疑、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 22 号及び 23 号の質疑を終わります。

次に、議案第 24 号損害賠償の額を定めることについてから議案第 27 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの 4 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 24 号から議案第 27 号までの 4 件の質疑を終わります。

次に、議案第 28 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 38 ページです。7 の 2 の 2 の工事請負費、観光施設等整備費として 1,483 万

9,000 円が出されています。内容を見ますと、中島台レクリエーションの森管理棟の改修工事等があります。トイレの塗装がありますが、いわゆる獅子ヶ鼻の湿原の、特に女性の客の皆さんが団体で来た場合は列をなすという話を聞いております。せっかくこういうふうにして使う予算ですので、水洗化する考え方がなかったのかどうか。

それから、獅子ヶ鼻湿原木橋設置工事とレクリエーションの森整備工事に 150 万円計上しています。森林整備工事の計画内容、どういう内容なのか、伺います。

そして、関連してというか、21 年度予算でも、遊歩道工事に 178 万 2,000 円計上されていますが、前にも質問したことがあるんですが、鳥海山を美しくする会が設置している木道をつくるためのチップボックス、これで集まった寄附金というか、募金された金額と連動するというようなことができないのかどうか、伺います。

それから、観光案内版修繕工事に 70 万円計上されていますが、今、「新・奥の細道」の案内柱があちこちで壊れている現状を目にしております。これらについてもこの修繕対象になっているのかどうか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 竹内議員の御質疑にお答えいたします。

初めに、中島台レクリエーションの森の管理棟のトイレの件であります。県で建築しましたトイレは平成 17 年の 10 月に完成して、簡易水洗であることから、観光客からも好評であります。便器数が少ないことから、管理棟内のトイレも使用している状況であります。一方、管理等は昭和 52 年ごろに建設されまして、男女兼用のトイレとなっております。電気設備や内装も薄暗く、くみ取り式なことから、特に女性方から敬遠されているというような状況でもあります。そこで、東北電力と、この水洗化につきましては、補給用水の使用について関係あったために協議していましたが、水利権などのことから、これまでよい返事はいただいていた状況であります。このことから、今回、トイレの内部を模様替えをして、快適に使用していただけるよう、環境整備をしてまいりたいと考えております。

次に、獅子ヶ鼻湿原内の森林整備工事についてであります。この区域は、国の天然記念物内の整備で木橋の設置工事は、現在、鳥海マリモの群生地に渡るため橋がかけられておりますが、老朽化のことから、かけかえをするものです。それから、また、レクリエーションの森整備工事は、出壺周辺のブナの根を保護するために木道を整備するものであります。これにつきましては、延長で大体 10 メートルから 20 メートルぐらいの範囲ということで想定しております。

それから、鳥海国定公園を美しくする会に設置してありますチップボックスの募金の件であります。遊歩道整備工事は、基本的に区域内にブナの根を保護するための木道整備を予定しております。鳥海国定公園を美しくする会では、中島台レクリエーションの森トイレ管理棟に設置したチップボックスには、平成 20 年度において約 53 万円 — これにつきましては、ここだけでなく、鳥海国定公園を美しくする会が設置した区域の中の総額であります。約 53 万円の御協力がありました。今後、会の計画と市の工事を連携しながら、環境の整備に努めたいと考えております。会のほうでは、これまでやはり修繕とか草刈り等の整備について使用しているという状況でありました。

次に、観光案内看板修繕工事であります。蛸満寺境内の庭園及び芭蕉がたどった旧国道周辺の看板補修を予定しております。県が施工した「新・奥の細道」関係の案内柱修繕は含まれておりません。「新・奥の細道」の標柱等の状況等につきましては、不良部分について、毎年、県の自然保護課に報告しております。県では、設置状況を判断した上で、撤去を含め、検討しているようでもありますので、今後とも県との連携を図りながら、施設の整備を計画していきたいというふうに考えております。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 一つ目の中で、レクリエーションの森整備工事150万円、これはどういう工事の内容になっているかということ。

それから、もう一点は、チップボックス、53万円、これはそんなに少ない金額ではないと思いますし、草刈りとかそういうふうにして使っていると。内容としては、木道をつくるためってちゃんとうたっているわけですね、チップボックスの表面に。で、こいうふうにしてやっていると、お客さんとしては、きちんとやっばり、あ、私たちが入れることによって、そして、私たちが親しむ森が、そういう木道をつくることによって守ることができるんだと、そういう意思をちゃんとやっばりわかってやっているとと思うんですよ。したがって、それが草刈りとか、そういうふうに行くとなれば、木道整備じゃなくて、別の名目になるんじゃないでしょうか。

それから、「新・奥の細道」、これは毎年きちんと出しているというお話なんですが、看板も倒れたり、あるいは木柱が倒れたり、これはもうまともにきちんと立っているというのよりもそういうほうが、私が見たところでは多いような気がするんですが、その点について、県は、じゃ撤去するかというふうに言っていますけれども、新しく更改するという、そういう考え方はないんですか。

議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員に申し上げますけれども、今の2点目については、この70万円云々とは何ら関係のないことだと思っております。そこのところあしからず。

答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、第1点目についてであります。150万円につきましては、出壺周辺のデッキというものを計画してあります。

それから、チップボックスの件でありますけれども、会のほうでも、この修繕というのは、その木道の修繕は入っておりますので、そのボックスに明示されている趣旨には合致するものと考えます。

それから、この「新・奥の細道」の標柱等につきましては、今後、具体的に県のほうに話をしまして、撤去、あるいは再設置等の要望をしてみたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 3点お伺いいたします。

第1点は、歳入の関係、9ページでございます。地方債補正、第5表でございます。3件の住宅整備資金ありますが、希望がなかったための減額であります。ひとり親の関係、高齢者の関係、心身障害者、いろいろありますが、利用がなかったと、いろいろ事情があると思うんですが、この住宅整備資金3件について、特に制度上の課題といいますか、問題、こういったものは考えられないの

かどうかということをお伺いします。それから、この3件について、それぞれ利用実績があるわけですが、それぞれについて、利用の実績件数、これをお伺いいたします。

第2点目、33ページでございます。3-2-2-19に、保育所の運営費の負担金がございます。4,407万3,000円の多額の減額であります。当初予算では8億3,500万円の金額でございますが、これにつきましては、財源等も結構半分近くは一般財源から出ているようでございますので、減額が非常に大きいなという感じでございますので、説明があったのかとは思いますが、再度、内容を少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

それから、3点目、42ページでございます。教育委員会の関係でございますが、象潟小学校の耐震化工事、634万7,000円措置されてございます。この耐震化工事につきましては、建物の耐震のほか、例えば校庭の芝生化みたいなもの、あるいは防犯対策、転落防止対策、こういったものも補助対象にされるようでありますが、象潟小学校に関しては、こういったものについて不安はないのかどうか、十分なのかどうかという点をお伺いいたします。

以上3点、お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、初めに、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 住宅整備資金の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

ひとり親家庭、高齢者、心身障害者、それぞれの住宅整備資金でありますけれども、特に制度上で問題があるために申し込みがなかったものとは考えておりません。それぞれの資金の貸し付け実績は、にかほ市となってからは新規の申請はございませんでした。現在、償還中の件数でありますけれども、ひとり親家庭は1件、高齢者につきましては1件、それから心身障害者については2件であります。ひとり親家庭住宅整備資金については、住宅整備についての相談はほとんどありませんで、生活資金、修学資金、あるいは開業資金などの相談がほとんどであります。一方、高齢者住宅整備資金と心身障害者住宅整備資金につきましては、居室の整備よりも、段差の解消、あるいは手すり等の設置といった相談が多くありまして、これにつきましては、1件20万円を限度としております介護保険事業、あるいは障害者自立支援事業の住宅改修助成の申請が多くなっております。ちなみに、介護保険事業における件数、金額でありますけれども、18年度は50件、410万6,000円、19年度は35件、398万7,000円、20年度2月末現在であります。36件、315万円となっております。一方、障害者自立支援事業におきましては、18年度と今年度はございませんでしたが、19年度に4件、44万4,000円の実績を見ております。

それから、33ページの3款2項2目19節保育所運営費負担金4,407万3,000円の減額理由についてお答えいたします。

減額理由といたしましては4点ございます。それは、保育所入所児童の減、定数変更による保育単価の減、保育単価のうち寒冷地加算が廃止されたことによる減、それから、職員の勤務年数に応じて加算されるところの加算額の減であります。

一つ目の入所児童数についてでありますけれども、平成20年度当初予算の算出根拠とした人数よりも、実績の見込みで、延べで221人減少する見込みでありまして、運営費では2,528万4,000円

の減額となる見込みであります。それから、二つ目の定員変更についてであります。定員を 60 人から 70 人に変更した保育所がありまして、この変更によって保育単価が下がるわけありますので、運営費が 1,034 万 1,000 円が減額となっております。それから、三つ目といたしまして、寒冷地加算につきましては、平成 20 年度予算に計上していましたが、国の保育単価改正により廃止されて、514 万 3,000 円の減額であります。最後、4 つ目の職員の勤務年数に応じまして加算されることの民間施設給与等の改善費の加算額であります。前年度実績により予算計上しておりますが、4 つの保育所に増減がありまして、運営費で 330 万 5,000 円の減額見込みであります。これら 4 点を合わせまして、4,407 万 3,000 円の減額補正となったわけあります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、10 款関係について、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、象潟小学校の耐震化工事 634 万 7,000 円を計上しておりますが、今回の工事につきましては、大規模改修などのような事業ということで、さまざまな事業を組み合わせる事業ではなくて、I s 値 0.3 未満という、そういう耐震の数値に基づきまして、象潟小学校の小体育館の耐震補強工事を単独として実施するものでございます。確かに、天井の落下防止やガラス飛散防止、あるいはエコ改修とかバリアフリーとか、耐震化工事するときには同時に実施することを配慮しなさいというようなことがございますが、今後、象潟小学校の北校舎についても平成 23 年度を目途に耐震化工事を計画しておりますので、そのときに、今言われたことを十分検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 1 点だけ再質問します。保育所の関係ですが、減額になった理由が 4 点あるというふうなこと理解できますが、この保育園の職員を見ても、まあ 1 ヲ所だけなんですけど、たまたま孫が通っている場所があるものですから、非常に先生方も多いというふうな印象と、それから、若い方と年齢の高い方も結構いるようだなというふうな印象と、この職員の勤務年数の増の減の関係の減といいますが、これをもう一度ちょっとお答えいただけないでしょうか。この 4 点目だけで結構でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） まことに申しわけありませんけれども、総体的な年齢区分で減額になったわけですが、個々の保育園の職員の年齢構成、あるいは職員の数、それにつきましては、今、資料を持っていませんので、後日お知らせしていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

【4 番（池田好隆君）「はい、いいです。終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 所用のため、25 分まで休憩します。

午前 11 時 17 分 休 憩

午前 11 時 25 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第 28 号についての質疑。次に、20 番池田甚一議員。

20 番（池田甚一君） 中に休憩が入りますと、何か出鼻をくじかれたような気がしますけれども、1 点だけ質問したいと思います。

19 ページの 15 款県支出金の第 2 項の県補助金 4 目農林水産業費県補助金、これはこの後出てきます森林環境保全整備事業の補助金でありまして、ここでは 97 万 9,000 円の減額補正になっております。一方、36 ページにある森林環境保全にかかわる補助金 165 万 4,000 円は増額ではありますけれども、説明によりますと、市単独のかさ上げの補助金であることから、幾らか事業量がふえたということの説明でありましたけれども、同じ事業内容で県の補助金はマイナス、市の補助金は増額になっているという、この辺の関連性についてということで通告してございますけれども、一つ一つ御説明いただければ、その関連性はおのずとわかってくるはずだと思いますので、よろしく願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） ただいまの御質疑にお答えします。

端的に言いますと、これは補助金の名称と事業の名称が同じところがありまして、それで、片方が減額で、片方が増額ということになっていると思います。それで、歳入のほうの森林環境保全整備事業費補助金の 97 万 9,000 円の減額であります。これは私有林の間伐等の造林事業に対する補助金の減額補正ということでありまして、これは市で行う事業の最終的な減額と。

歳出のほうの森林環境保全整備事業費補助金 165 万 4,000 円は、民有林の森林整備を進めるために森林所有者に市が国県補助金の査定事業費の 10%をかさ上げしている補助でありまして、市で行うものについては実績で減額と。それから、増額の分につきましては、民有林に対する実績による増額ということでありまして、今後このあたりのところを整理しまして、名称を、一つは一般造林費の中の手数料に入っていますので、このあたりを整理して、今後、わかりやすい名称をつけたいというふうに考えます。

【20 番（池田甚一君）「はい、わかりました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第 28 号に対して、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 初めに、通告書のページが違っておりましたので、すみません、「24」は「34 ページ」でした。

後期高齢者医療費で、特定健診の委託料がかなり大きい減額になっております。当初予算では約 1,000 万円、その約半分近い減額ですので、この内容について、お尋ねします。もしかして、前年度の後期高齢者の市での検診、あるいは人間ドック受診者、こういうものと比べたりすれば、これがわかってくるのかどうか、その関連についてもよくわかりませんので、その対比などについてもお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 34 ページでございます後期高齢者特定健診等委託料の減額は、後期高齢者の特定健診に係る実績に基づいて減額するものでございます。受診者は 1,266 人でございま

た。受診された方が少なかったために、減額ということでございます。健診等の受診者でございますが、19年度に市が行いました基本健診では、75歳以上の方の受診者は839人となっております。一方、20年度に後期高齢者特定健診を受診された方は、先ほど申し上げましたように、1,266人となっております。前年度比で427人の増、率にして50.9%の増となっております。75歳以上の方の人間ドッグにつきましては、平成19年度の国保加入者としては30人おりましたけれども、後期高齢者医療広域連合には、人間ドッグの補助制度がございませんので、20年度に実際に受けられた人数は、私どものほうでは確認できておりません。以上でございます。

【12番（村上次郎君）「はい、いいです」と呼ぶ】

【12番（村上次郎君）「あ、もう一つあった」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） すみません。同僚議員が質問したので、よかったかなと思ったんですが、42ページの象潟小学校小体の耐震化工事、この一般的に耐震化といってもぴんとこないわけです。例えば、主な工事の一部について説明していただくとか、あるいは業者の関係がどうなるのか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 池田議員のほうにもお答えしましたが、象潟小学校の小体育館の耐震化工事でございますが、補強内容といたしましては、小体育館東西の内側と外側に鉄骨ブレースというんですか、筋交いですが、それを8カ所とりつけて補強するというものでございまして、これによりまして補強後のI s値は0.28から0.74というふうに大幅に耐震性が確保されることになっております。施工業者につきましては、当然市内の建設工事請負業者選定要項により市内の業者に発注したいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく、6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） 民生費の保育所の運営費負担金はわかりましたので、よろしいです。

その次の病児・病後児保育事業補助金249万3,000円の減額、これは説明では、国の補助では、看護師の配置が条件となっておりますけれども、この理由をちょっとお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、33ページ、3款2項2目19節の病児・病後児保育事業補助金249万3,000円の減額内容についてお答えいたします。

当初予算に、これは新規事業として、保育中に体調不良となった子供さんを保健室などで看護師が預かる病児・病後児保育事業補助金を、1保育所分を計上しておりました。しかし、予算編成後に、国の補助要件が看護師を常時2名以上配置すること、あるいは、延長保育を2時間以上実施することと変更されたことから、実施予定だった実施保育所側がこの事業への取り組みは困難であると判断したようで、事業実施を見送ったものであります。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） それでは、関連で、21年度当初予算に、この事業の予算は計上されていないわけですが、この事業はやめるということでよろしいですか。それを確認。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 当初予算にはこれについては計上しておりません。ということは、この事業は、事業をやめるということではなくて、もし市内の保育園のほうで、保育所のほうで手を挙げるとすれば、県のほうと協議しながら、補正対応となろうかと思えます。

議長（竹内睦夫君） 議案第 28 号一般会計補正予算についての質疑、ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 28 号の質疑を終わります。

次に、議案第 29 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）についてから議案第 36 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 8 件の質疑を行います。質疑ございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 29 号から議案第 36 号まで 8 件の質疑を終わります。

次に、議案第 37 号平成 21 年度にかほ市一般会計予算についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 最初に、92 ページの地球温暖化防止都市宣言看板製作と地球温暖化対策地域協議会についてです。私は、形式を整えるのではなくて、いかにやっぱりそれぞれの人間が実施するかということに重きを置いた、そういう政策というか — あ、これ意見になってしまう — 取り組みの基本的な考え方を伺います。

それから、102 ページについては、説明というか、一般質問等にも出されておりましたようですので、説明を聞きましたから、これは省きます。

107 ページです。6 の 2 の 2、林業費の芭蕉の森や御嶽公園、九十九島の森の管理委託料についてです。今、里山や里海の有用性が注目されています。市民が親しみ、利用し、育てるための具体的な方策が検討されているのかどうか、伺います。

それから、109 ページの松くい虫防除対策事業費、伐倒して、現地でチップにすると説明されました。この事業は初めてと私は受けとめています。この方法のメリットというか、運ばなくてもいいとか、そういうやつがありますけれども、松くい虫、いわゆるマツノザイセンチュウですか、こういうものが拡散しないか、そういうものについて伐倒時期等もあると思いますが、その点についてどうなっているのか、伺います。

それから、109 ページです。海岸林再生事業費、18 年度に植樹したところを去年もこういう事業費を盛ってやっていますが、生育状態がどうなっているのか、確認をされているのか、伺います。

それから、115 ページ、観光総務費の象潟駅案内所管理運営委託料についてです。去年よりも 7 万円の減です。電車を利用して来る観光客は、中年以上や学生などが多く、私は見えています。観光立市を目指しているにかほ市として、この委託料で満足する対応ができると判断しているのか。また、担当者に十分な知識と、あるいはおもてなしの心というか、そういう指導がどういうふうに行われているのか、伺います。

123 ページです。道路橋梁維持費について。市道等で東北電力やN T Tなどが工事を行っています。その修復工事について、どういう検査をしているのか。例でいいますと、去年の秋から12月ころにかけて、象潟川に沿って、市道の電柱取りかえ工事等が東北電力によって行われました。掘り起こした道路の修復工事が行われましたが、舗装状態について、市としてはどういう検査を行って、あるいはどういう指導をしたのか、伺います。

それから、まちづくり交付金事業、資料として請求しました交付金事業の工程表が出されました。これに基づいて、簡単でもいいですから、わかるように説明をしていただきたいと思います。

それから、129 ページ、住宅マスタープランの作成委託料 530 万円についてです。基本の一つに老年者が生活しやすい環境 - 括弧して書いてありますから、略しますが - が考慮された視点で計画をつくるのが検討されているのかどうか。

それから、137 ページです。これ新しい事業のようです。教育委員会評価委員報酬とキャリア教育推進委員会の報酬が計上されています。これについては説明もありませんでしたので、具体的にどういうものか、どういうことを目指しているのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、165 ページです。佐々木家住宅管理費の施設管理委託料が 288 万 7,000 円になっています。で、この佐々木家は市有形文化財に指定されている建物で、条例では4月から11月に開館されることになっています。利用者はおよそ数年、7,700 人以上というふうに事務報告ではなっていますが、歳入は使用料として6万9,000 円、で、条例では1人1時間300 円というふうになっています。食堂がありますし、施設管理料を定めている基準と食堂の使用料、こういうものがどういふ関連をもって設定されているのか、伺います。

それから、海洋センターについてです。予算は4,995 万 2,000 円、今回の場合は、特に工事と備品購入費があり、説明もされていますので、その点についてはいいわけですが、540 万円の歳入で、大きな差があります。健康維持のためということですから、私も利用していますから。で、利用人数は横ばいです、ここずっと数年。現状についての運営委員会があるわけですが、運営委員会がどういう検討をしているのか、論議の内容について特徴的な点がありましたら、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 初めに、答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 92 ページ、地球温暖化対策地域協議会の取り組みの基本的な考え方についてお答えします。

市政報告でも申し上げましたとおり、準備検討委員会での協議をもとにしまして、21 年度の早い時期に、にかほ市地球温暖化対策地域協議会を開催しまして、市民、事業者、各種団体、行政等が一体となって、環境の保全に取り組んでいくことを基本としております。協議会では、にかほ市地域環境保全行動指針をもとにしまして、市民や事業者の具体的な行動、それに対する啓発普及活動を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、活動の輪を広げるための会員の募集活動、それから、講演会の開催、地球温暖化対策市民塾の開催、環境にやさしいエコバック運動の推進、啓発パンフレット、リーフレット、エコ家計簿の作成などの活動を行ってまいりたいと考えております。市民、お一人お一人の理解と協力

が何より重要になってまいりますので、啓発活動には特に力を入れて取り組んでまいります。あまり温暖化問題に関心がなかった人たちの意識が少しでも変化していくことを期待しながら、着実な活動を進めていきたいと考えております。

都市宣言の看板設置につきましても、その一環として行うものでございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 竹内議員、グリーン・ツーリズムはいいんですね。

16番（竹内賢君） いいです。

議長（竹内睦夫君） はい。それでは、次に、6款、7款関係についての答弁を産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、107ページになります。6款2項2目であります。芭蕉の森、御嶽公園、九十九島の森等であります。市民の森には、毎年多数の市民が自然に親しみながら、ジョギングやウォーキングのコースとして利用しているほか、特に秋には、クリ拾い等のため、家族連れで訪れています。また、昨年には、九十九島の森に、TDK社友会の環境同好会というのがありまして、この方々がハルニレ、ブナ、約50本を植樹されて、これから維持管理をしていきたいという要望があり、実施しております。今後も、こういう自然を大事にしながら、下刈り等を実施して、親しみの持てる公園として整備を図っていきたくて思っておりますが、現在のところ、具体的な方策等はありませんで、下刈り等が主なものであります。

次に、109ページになります。特別伐倒のメリットと伐倒時期についてお答えします。

松くい虫被害木の伐倒処理を行う特別伐倒駆除には、国県の補助事業で実施するものと市単独で実施するものがあります。国県補助事業で実施している特別伐倒については、樹幹部はチップ工場へ運搬し、チップ処理とし、枝や葉などの枝葉部については現地で破碎し、チップ化しております。また、市単独で実施する伐倒処理は、伐倒した松の樹幹部については炭焼き小屋に運搬し、炭にしており、枝葉部については国県補助事業同様、現地にて破碎処理しております。しかしながら、市単独で伐倒処理を行う場所については、民家の敷地内や周辺の環境に配慮し、その場にチップを残せない場所などがあります。そのような場合には、仁賀保高校裏の市有林に運搬し、破碎処理し、チップにすることとしております。

なお、国県補助事業及び市単独事業での作業方法は、平成17年度から焼却から破碎処理に移行しており、初めて実施するものではありません。

破碎処理のメリットとしては、枝葉部に存在する松くい虫を確実に駆除できることと考えております。伐倒時期については、秋田方式を採用して、マツノマダラカミキリを駆除する目的で、夏枯れを対象とした12月から3月の秋駆除を中心に事業を実施しておりますが、年越し刈りも景観保全等の観点から実施しております。5月、6月に行う春駆除については、危険木の処理的意味合いが強いものとなっております。

次に、109ページになります。海岸林再生事業費についてであります。この事業につきましても、生育状況についてということですが、18年度に植栽した箇所については、保育のため、下刈りを19年度以降、年2回ほど実施しております。21年度においても同様の下刈り業務を行うものであります。平成20年度において実施した生育調査では、植栽地によってばらつきがありますが、

全体では生育率は35.5%となっております。このような生育状況から、12月議会で補植業務の補正予算を計上しておりますが、この春、9.06ヘクタールに1万1,000本の補植を行うことによって、生育率50%を維持することを目標としております。

次に、115ページになります。観光総務費の象潟駅案内所管理運営委託についてであります。象潟駅案内所管理委託業務は、にかほ市観光協会に委託しており、協会の業務として女性2名を雇用し、案内業務に当たっております。平成20年度は、年間観光シーズンのうち、4月から10月を主たる勤務として、オフシーズンは時間調整するような方法で委託しており、それ以外は観光協会の常勤職員も案内所勤務をしております。協会の常勤職員については、協会運営費の補助金に人件費として算入されておりますが、平成21年度の委託内容は、鳥海登山シーズンを考慮した6月中旬から10月上旬を観光シーズンととらえて、この期間は、土日・祝日を含め、毎日稼働して、それ以外の期間はオフシーズンとして見なしておりますが、基本的に観光協会が休みでも、案内所で電話対応できるよう、土日・祝日稼働の計画であります。駅案内所の稼働日数等を減らすものではありませんので、御理解をお願いしたいと思います。また、従事者には、マニュアルやイベント情報等をその都度協会提供しております。また、観光協会が業務に当たっておりますので、案内に関しては十分な対応がとれているものと思われ、担当者についてもその点を含めて指導しているということでもあります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、8款関係について、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから、123ページ、道路橋梁維持費についての質疑にお答えしたいと思います。

市の道路等に東北電力などが行う工事の修復は、道路占用及び道路使用に係る修繕工事ということで、占用等の許可を受けた者がみずから工事を行うものでございます。検査等については、占用許可を受けた者から、工事等の完了届を提出していただき、その段階で、その後、修復工事等の確認・検査を行っているところです。

また、例に示されました象潟川沿いの市道象潟・前川線についてでありますけれども、現在の状況としては、あくまでも仮復旧の舗装ということで、あのとおりちょっとでこぼこ状になっておりますけれども、うちのほうでも非常にふぐあいな状況だということで、原因者である東北電力のほうに、2月の中旬になるんですけれども、早急に本復旧を行うように準備してくださいということをお願いしております。

ところが、最初の計画の段階で、4月24日までの工期というようなこともありまして、すぐというわけにもいけなく、4月早々には本復旧するという回答をいただいております。今後もこのような仮復旧が済んだ場合は、速やかに本復旧を行えるように指導していきたいと考えております。

2番目の127ページ、まちづくり交付金事業費についての質疑に対して、お答えいたします。

最初に、まちづくり交付金事業の関連の実施計画については、国からの交付金、あるいは社会経済情勢、あるいは市の財政状況を勘案しながら策定しております。

また、新たな工程表によって説明ということなんですけれども、皆さんのほうに配付しております資料に基づいて、簡単に説明したいと思います。別表1の事業全体の工程表、ごらんください。

これは総事業費等の変更はありません。また、事業箇所名の変更もありません。見てのとおり、単純に地域交流センターの整備、あるいは関連事業の着手年度を平成 22 年度以降ということで先送りする計画としているもので、特別なものではございません。平成 21 年度の計画については、昨年に引き続いての工事实施、また、来年度工事实施の準備段階として、調査・測量・設計等を実施する計画のものでございます。また、いずれにしましても、すべての設計がまだ固まっておらず、個々の事業費も正確に計算したものではありませんので、事業期間中の変更はあるものと考えております。

次に、129 ページ、住宅マスタープランについてでありますけれども、住宅マスタープランの目的は、御存じのとおり、にかほ市の住宅政策に関する基本的な方針を定めるものです。また、にかほ市独自の課題に対応した住宅のまちづくりを図るため、施策の展開方向を明らかにし、今後の住宅行政に反映させることを目的としております。平成 19 年度に都市計画マスタープランを策定する際に、まちづくりに関する市民の意向調査を行いました。アンケートは、基本的に都市計画区域内に住んでいる二十歳以上の方を対象に無作為に抽出し、実施しております。その結果、歩いて暮らせる魅力的なまちづくりが必要との意見が多く寄せられています。そのことを踏まえ、現在策定中のかほ市都市計画マスタープランでは、今後、高齢化が進み、車の運転もできなくなるというようなことで、身近な商店街の充実を図り、ふだんの買い物は歩いて買えるまちづくりを進めるとともに、医療、福祉、子育て環境の向上を図り、安全で安心なまちづくりの推進、道路網の拡充、市民交流拠点整備などにより、魅力にあふれたまちづくりを掲げております。よって、今回策定する住宅マスタープランについても、都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ、住宅に関する市民の意向調査も実施し、市民の考えに即したにかほ市住宅マスタープランを作成したいと考えております。

また、あわせて、にかほ市の公営住宅ストック総合活用計画も策定することとしております。この計画は、公営住宅の良質な住宅ストック形成に向けて、地域の需要に対応した総合的な観点からストック活用の手法やスケジュールを明確にし、今後の住宅行政に反映させたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、10 款関係についての答弁を教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、137 ページの質問にお答えいたしますが.....

議長（竹内睦夫君） 間もなく 12 時を迎えますけれども、このまま会議を続けます。じゃ、どうぞ。

教育次長（小柳伸光君） 「教育評価委員会報酬」でなくて、報償費、8 に挙げてあります。で、新規の事業ではなくて、今年度 12 月補正に予算計上しておりますが、私の説明不足だと思います。

この教育委員会報償でございますが、19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われました。その中で、教育委員会は、権限の属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成しまして、議会に提出するとともに、公表しなさいというような法改正が行われたわけでございます。その評価に当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするという旨が盛り込まれております。

それによりまして、今年度、20年度の点検・評価につきましては、今申しましたように、昨年の12月補正予算に委員会の報償費を3名分計上しておりまして、現在、今年度、20年度の点検・評価を行っていただいているところでございます。当初予算計上の、この3万6,000円につきましては、20年度のまとめ及び21年度、新年度の点検・評価の委員報酬費として3名分を計上いたしております。会議は年3回行う予定にしております。

それから、議会への報告につきましては、9月議会を予定しております。

それから、キャリア教育推進委員会、これも報酬でなくて報償費でございますけれども、これも新規事業ではなくて、ことしも行っております。このキャリア教育は、中学生を対象にしているんですけれども、社会の変化に流されることなく、今後職を得る上での社会人、職業人として自立していくことができるようにということで、この事業を取り組んでいるわけでございますが、具体的には、にかほ市においては、ことしから中学生、5日間にわたる職業体験学習を実施しております。今までは、国の補助金で、県の委託事業として行っておりましたが、補助金がなくなったことから、来年度は市の単独事業としての事業になります。この推進委員会の報償でございますけれども、会議出席者の費用弁償的なものですが、委員は8名おりまして、その委員の構成ですが、行政側は商工課長、それから各中学校の代表、そして、学校教育事務局ですね。それと、委員長が、新年度は、にかほ市の商工会長さん、それから副委員長さんはねむの丘の支配人さんを予定しておりますので、その方々、お二方に係る出席の謝礼として1万6,000円を見込んでいるものでございます。

それから、165ページの佐々木家でございますけれども、この使用料の6万9,000円というのは、入館者の収入ではございません。この6万9,000円につきましては、あそこで提供していただいている食堂の使用料でございます。この6万9,000円につきましては、行政財産の使用料条例に従い、公有財産台帳価格をもとに算出しているものでございます。入場料無料となっておりまして、1人3時間300円ということではなくて、これは入場料ではなくて、占有利用料でございます。今まで占有で利用されたことはございません。それから、歳出の管理委託料288万7,000円につきましては、佐々木家、その住宅の日常管理、展示品の管理とか、それから外回りの管理とか、それに要する経費として、いずれも、食堂もこの管理も社会福祉協議会にお願いしているものでございます。

最後に、169ページ、B & Gでございます。B & G海洋センターは、利用人数、横ばいということですが、ここ数年、4万5,000人前後で利用者の推移がございますが、この4万5,000人というのは、B & Gセンターとしては、この利用者数は上限でないかというふうに思われます。これ以上、利用者数の増員を図るためには、水泳教室とか数をふやせばいいわけなんですけど、この教室をふやすと、それに伴う経費もふえてくることになりますので、私どもとしては、まあ4万5,000人というのは最高の利用率ではないかというふうに考えております。また、B & G財団では、利用率によってランク付けをしております。特AからA、B、C、D、Eまでのランクをつけているわけなんですけど、それで海洋センターの評価をしておりますが、象潟のB & G海洋センターは、Aランクを維持し続けておりまして、表彰やランクがいいところにありますと、施設維持管理費の補助金があ

るわけでした、当象潟B & G海洋センターでも一部を助成していただいております。

運営委員会でございますけれども、そういうことで利用率がよくて、利用者に非常に喜ばれているということでございますので、まだ今年度は、会議は開いておりません。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番議員、よろしいですか。

16番（竹内賢君） いいです。

議長（竹内睦夫君） 昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午後0時05分 休 憩

午後1時30分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第37号の質疑を続けます。次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 質問をたくさん通告いたしております。答弁は簡潔で結構でございますので、よろしくお願いたします。

最初、43ページでございます。20款、歳入の関係ですが、これ歳出の関係もあるんですが、B & Gプールの関係の新エネルギー導入補助金、NEDO技術開発機構によるもののようでございますが、750万円措置されてございます。これもちょっと説明あったような気がしているんですが、ちょっと聞き漏らしましたので、工事の本当の概要で結構でございます。地元の資源であるガスを利用することのようでございますが、それと、あと補助の基準みたいなものをちょっと教えてほしいと、こう思います。

それから、47ページ、2款の自治会の報償費ですか、9万6,000円あります。自治会は、まちづくりの重要なパートナーということでございます。事務報告をちょっと見てみたんですが、自治会活動のあり方について協議していく、こういうふうな記事が19年度の事務報告にあります。現在、この自治会等とパートナーとしていろいろ内容の説明をしたり、意見を聞いたり、こういうことをやっているわけですが、特に何か課題みたいなものは考えられないのかどうかということをお聞きます。

それから、56ページ、2款の委託料、50万円でございます。これは行政評価の関係ですが、これも一般質問に対する答弁で説明があったように記憶していますが、再度お伺いたします。どのような内容のものかということでございます。

それから、69ページ、これも2款でございますが、負担金補助及び交付金に16万円措置されてございます。消費者の会に対する補助金ということでございますが、いろいろ事業やられておられると思うんですが、主にこの消費者の会ではどんな内容の仕事をやっておられるのか。これは通告しませんでしたけれども、会員の構成なんかあると思うんですが、もしわかりましたら、この消費者の会の会員、大雑把にどのくらいいるのか、もしわかりましたら、これ通告していませんので、わかりましたら、お願いしたいと思います。

それから、72 ページ、3 款でございます。集落サロンの関係でございます。事業委託料として 102 万円でございます。この 19 年度の事務報告を見てみましたら、19 年度の段階で 11 集落、その後、ふえているようなお話を聞いておりますが、非常に結構なことだと思います。これについての事業の内容、実は規定等も資料をいただいておりますので、大筋は理解できるのですが、これは、これも通告していませんでしたけれども、市長との契約を取り結ぶ形になってはいますが、契約を取り結びするのは、集落の代表、つまり町内会長といいますか、町内会長なのか、あるいは老人クラブの会長なのか、ついでで恐縮ですが、お伺いしたいと思います。

それから、同じ項目に生活管理指導短期宿泊事業 29 万 3,000 円、これも措置されてございます。これにつきましても簡単な事業内容をお伺いいたします。

次、90 ページでございます。第 4 款精神保健事業費 152 万 9,000 円、予算が措置されてございます。同僚議員の一般質問で、自殺に関する質問、あるいは御答弁いろいろあったわけですが、大変なストレス時代なわけでございます。さらに、現下の雇用不安、こういった状況が続いております。これも事務報告、ちょっと見てみましたが、この相談事例ですか、象潟保健センターでの相談件数は 8 件、非常に少ないような感じがするんですが、老人福祉センターでも相談業務をやっているのではないかというふうなとらえ方をしておりますが、この 8 件、件数を含めて、この心の相談、こういったものの実態、これをどうとらえているか、心の相談ですか、実態をどうとらえているか、わかる範囲内でお伺いいたします。

それから、95 ページ、4 款でございます、ごみ焼却炉の補修工事に 1 億 1,300 万円措置されてございます。これも同僚議員の一般質問に対する答弁、いろいろありました。内容は大分理解しましたけれども、非常に残念な状況だなという気持ちが強いわけでございます。それで、あとの項目を質問いたしますが、とりあえず実施計画には 3 ヶ年の維持補修工事、21 年度は 1 億 1,300 万円、これは、このぐらいの規模のものが 3 ヶ年ぐらい続くと。さらに、29 年度までということになれば、さらにこの維持補修が続くのではないかというふうな感じがするわけでございますけれども、これは維持補修ですから、当然に財源は一般財源なわけですが、非常にこういうふうに長く続くことになりますと、例えば純然たる維持ということではなくて、建設改良みたいなとらえ方で、何かの財源の確保みたいなものの検討ができないものだろうかというのが質問の趣旨でございます。

それから、135 ページ、9 款の消防費の関係でございます。防災行政無線請負工事 1 億 9,550 万円措置されてございます。これは 21 年、22 年度の継続事業でございますが、これもさきにお話等あったのかもしれませんが、再度お伺いいたします。防災行政無線の現状はどうかということでございます。さらに、22 年度、整備が完了した段階ではどのような状況になるのか、これをお伺いいたします。

それから、最後ですが、166 ページ、10 款でございます。歴史の里づくり事業というのがございます。社会教育費でございますけれども、院内油田、あるいは山根館、それから上郷温水路、この辺のいろいろ説明がありましたが、298 万 9,000 円措置されてございます。中に設計委託 44 万 1,000 円措置されておりますが、298 万 9,000 円、これは全額一般財源でございます。この歴史の里づくり事業、設計委託を受けて、その後の展開があると思うわけですが、今後、どのような形で展開さ

れていくのかということをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） それでは、順次答弁を求めます。最初に、20 款関係について、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、43 ページの雑入の地域新エネルギー等の関連で、補助基準というところの質問にお答えいたしますが、これは N E D O ー 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のことですが、N E D O では省エネルギーシステムや新エネルギーシステム導入工事など、省エネルギーや新エネルギーへの取り組みにつきまして補助金を交付している団体ですが、対象事業の 2 分の 1 の補助をしております。これは、歳出のほうの 170 ページに関連しますが、工事概要になりますけれども、これは前、市長のほうからの説明もありましたが、B & G 海洋センターの同じ地域であります 2 丁目塩越に自噴しているガス井戸がございます。そのガス井戸の水溶性天然ガスを利用いたしまして、B & G センターの電気と温水の熱源として利用するというようなことで、ガス発電装置、横文字でいいますとバイオガスマイクロ高ジェネレーションというようなものですが、その装置を 2 台導入いたします。それで、1 台は購入することにいたしまして、170 ページの備品購入費に 1,500 万円計上しておりますが、先ほどの補助金はこの 2 分の 1 の補助金になります。それから、もう 1 台はリースとすることにいたしまして、これは同じく 170 ページの各種使用料 234 万 3,000 円ありますけれども、その中の 138 万 3,000 円がリース料、半年分の予算計上でございます。それから、同じ 170 ページに工事請負費がございまして、ガス発電装置配管工事 600 万円計上しております。これはガス井戸から技術センターまで約 203 メートルほどありますので、その配管工事ということで、それが工事の概要となっております。先ほど言いましたように B & G センター内の照明電力と温水プールの熱源として使用すると、そういうことでございます。

議長（竹内睦夫君） 次長、引き続き 10 款の歳出も引き続き申し上げます。

教育次長（小柳伸光君） はい。それでは、166 ページの歴史の里づくり事業について御説明いたします。この歴史の里づくり事業は、観光資源にもなっている市内の国・県指定の文化財等を初めとした建造物の史跡の整備と案内看板等の改修を進めていくというものでございますが、具体的には、近代化産業遺産である院内油田、それから県の文化財として指定される予定となっております上郷温水路群の施設の整備を初め、国の指定天然記念物象潟、県の指定史跡山根館や波除石垣とか、前川のタブの木とか、そういう史跡の刈り払いや道路補修などの環境整備を緊急雇用創出事業交付金を活用して実施することとしておりますが、21 年度で主要事業は終了する予定なんですけれども、文化財の案内看板が合併前の町名になっているため、老朽化した案内看板の修繕も含めて、3 年計画で順次整備をしたいと。また、緊急雇用創出事業で実施できるものがあれば、計画にまた加えていきたいと考えておりますが、この近代化産業遺産の院内油田の施設整備につきましては、院内歴史の里づくり事業として、日本宝くじ協会、自治宝くじ協会の助成を申請中ございまして、この申請が認められた際には、関係の事業費約 1,000 万円を補正予算で計上したいと。存置項目でここに 1,000 円載せておりますけれども、そういう事業の内容となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、2 款関係の総務部に関する答弁を総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、自治会活動の課題についてお答えします。合併から 3 年半を

経過したこともあり、なお一層の地域間における一体感の醸成を促進する必要があることから、協働のまちづくりを進める上で、重要なパートナーである自治会の役割は大きいものと考えております。したがって、自治会活動の充実と自治会活動を行う上での共通認識をいかに図るかが課題と考えております。なお、自治会から具体的な課題として要望されておりました非常勤特別職に該当しない自治会長が各種会議への出席、あるいは自治会長としての活動、また、自治会で選任する広報配布員などについて、万が一の事故が発生した場合の補償に対する問題が課題として挙げられております。これに対しては、市が傷害保険に加入して、自治会を支援することとし、平成 21 年度予算に計上しているところでございます。

次に、行政評価研修委託料について御説明いたします。予算説明でも申し上げましたが、まずは職員の意識改革と行政評価への取り組みに対する理解を深めることが第一と考え、全職員を対象とする職員研修を実施する計画であります。具体的には、部課長級の管理職、補佐・係長級職員、一般職の三段階に区分しまして、研修会を開催し、それぞれの職域に応じた機能・役割を理解し、事務事業評価、施策評価の実践につなげたいと考えております。現段階では委託先を外部コンサルタントとして、条例など改廃から、行政評価、行政診断などの自治体運営に精通し、実績のある株式会社ぎょうせいをお願いしたいと考えております。その講義料としての委託料を予算計上しているものでございます。その中には、講師謝礼ほか、交通費等及び研修のための資料も含んでおるところでございます。

次に、防災行政無線の現在の状況と整備後ということにお答えします。当市の防災行政無線は、旧三町で整備した設備を使っておりますが、割り当てられた無線周波数の違いから、全市一斉の警報及び行政などからのさまざまなお知らせ、お願いなどができない状況にあります。また、旧仁賀保町で設置したものの、電波使用期限が 23 年 5 月 31 日までとなっております。無線局の周波数は、1 市町村 1 波となっていることから、デジタル化を行い、設備を統合すべく、19 年度に基本設計を、20 年度に実施設計を行い、21 年度、22 年度に工事を行うこととしております。予算では、21 年度、22 年度の継続工事として施工するための予算を計上しております。これが完成することで、一斉放送ができるだけでなく、聞こえない地区の解消が図られ、災害予防、災害時の情報伝達・収集において大いに役立つものと考えているところでございます。

総務部関係、以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく 2 款 7 項 1 目、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 69 ページ、にかほ市消費者の会の事業内容についてお答えいたします。

消費者の会は、消費生活に必要な知識や情報を取得して、消費者の意見や声を関係機関に反映させ、消費生活の安定と向上を目指して活動しているものでございます。19 年度の事業内容としましては、消費者生活講座の開催、19 年度は「包む文化」についての講座、それから「薬と健康」、「効果的な薬の飲み方」などの講座を開催しております。ほかには、悪徳・悪質商法についての研修、消費者月間には、マイバックキャンペーン、フリーマーケットの開催による物品の再利用活動、それから、県協会の研修会への参加などを行っております。また、中央ブロックの消費者交流会をにかほ市で開催しまして、地球温暖化対策と循環型社会の形成について意見交換を行ったところで

ございます。また、年1回でございますが、「消費者だより」を発行しまして、積極的に地域へのPR活動も展開いたしております。消費者の会には、各地の婦人会やJA秋田しんせい女性部も構成員として参加しております。会員数につきましては、今、資料を持ち合わせてございませんので、後で確認しましてお知らせしたいと思っております。このような活動をしております消費者の会でございますので、新年度早々に開催します地球温暖化対策地域協議会の主要メンバーとして、実践部隊として期待をしているものでございます。

次に、95ページ、清掃センター焼却炉補修工事についてでございます。広域化計画の先送りの経緯、それから現有施設の維持管理につきましては、過日、市長が一般質問にお答えしたとおりでございます。現在の施設につきましては、稼働後27年を経過しております。製造が中止された機械や修理が不能な機械につきましては全交換を実施しながら、施設の維持管理に努めております。安全に気を配りながら、新しい施設の稼働までは何としても維持しなければならないものと考えております。

次に、工事費の財源の検討についてでございますが、現状では、ごみ焼却炉の基幹改良や維持補修に該当する交付金事業や補助金がございます。したがって、市債であります秋田県市町村振興資金貸付金を活用しまして、工事費の財源といたしている状況でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、3款関係について、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうからは、72ページの集落サロン事業及び生活管理指導短期宿泊事業について御説明いたします。

集落サロン事業は、高齢者の生きがいづくりと介護予防事業として、集落単位で実施しているものであります。開催は月1回以上を原則といたしまして、月額5,000円を補助しているものであります。平成19年度は11集落、20年度は13集落で実施しております。21年度はさらに2集落からの要望がありまして、15集落で開催する予定であります。集落サロン事業は、身近な地域で開催されるために、引きこもり予防等の効果も期待できますし、地域で支える高齢者の福祉施策として大変有効であると考えております。また、この事業の周知につきましては、地区の座談会において、あるいは、老人クラブの会合などでPRしておりますが、もっと取り組みやすい方法をということで、そういうような要望もありますので、もっと取り組みやすい方法を検討しながら、さらに広げていきたい事業でもあります。平成21年度は年度途中の参加等も見込みまして、17集落といたしまして、月額5,000円の年12回、102万円を予算計上したものであります。なお、契約の相手先は自治会長といたしております。

活動内容といたしましては、健康相談、健康講座、血圧測定、趣味講座、講話、スポーツ、奉仕活動など多種にわたっておりまして、それぞれのサロンにおいて特徴があるようであります。

次に、生活管理指導短期宿泊事業についてであります。この事業は、高齢者などの生活習慣の指導や心身の体調を整えるために、養護老人ホームに短期間宿泊する事業であります。この事業は、家族などによる高齢者虐待などの一時避難場所の提供にもなっております。委託先は、養護老人ホーム、本荘市にある寿荘で、1泊3,810円、1食300円の委託料となっております。62日分、2ヵ月

分を予算計上したものであります。また、利用者からは、宿泊代金の1割380円と、食費を利用料としていただいているものであります。

次に、90ページ、心の相談に関して実態ということですが、心の相談につきましては、子育て不安、不登校、引きこもり、児童虐待、家庭内暴力、非行、それからDV関係、統合失調症、うつ病、アルコール依存症などについて臨床心理士による個別相談を月1回実施しているものですが、平成19年度の実績は延べ人員で35人、今年度は2月末現在の延べ人数ですが、27人となっております。心の相談は、1回のカウンセリングで終了することが少なく、定期的、継続的な相談が必要でありまして、新規の相談者より、経過観察の相談者が多くなっている状況にあります。また、社会福祉協議会の象潟支所のほうでも、合併前から臨床心理士による心の相談を2ヵ月に1回行っておりますが、平成19年度は実人数、延べ人数とも5人、平成20年度も同じ人数となっているようであります。

それから、精神保健相談におきましては、象潟病院の精神科医にお願いいたしまして、月2回実施しておりますが、延べ11人のケースについて相談を受けております。平成21年度においても、心の相談はもちろんですが、精神保健相談、それから6年生を対象にした命の教室、あるいは精神保健福祉ボランティアほたるの会への支援、自殺予防サロン活動など、臨床心理士、あるいは精神科のお医者さんの指導のもとに、精神保健事業の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

【4番（池田好隆君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第37号に対しての質疑、20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 37号一般会計予算について通告してございます。6款関係ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、101ページの補助金交付金のうちの目指せ元気な担い手応援事業補助金358万円とありますけれども、20年度当初から見ると、大幅にこの額が減額されておりますけれども、その理由について、お伺いするものでございます。

同じく農業振興費、グリーン・ツーリズムモデル事業、モデル事業とありますけれども、将来、この事業をモデルを外して、どのような政策、あるいは、どのようなものを実現するためにつなげていくお考えなのか、お伺いします。

それから、103ページ、生産調整推進対策費のうちの転作作物産地形成推進事業補助金、このことについてですけれども、今ごろ、2月の末、この通告書を書く段階ではまだ実現されておられませんでしたが、今、市内の各農家全戸にいろいろな転作作物、あるいはまたさまざまなお知らせが入って、この通告書にある幾分かのことはわかりましたので、その部分は割愛したいと思いますけれども、この事業補助金について、一つ目は、毎年この事業の名前が変わるものですから、ちょっと確かめてみたいと思うんですけれども、産地確立交付金ということを指しているのでしょうか。そのことをまず一つお願ひします。その中で、水稻の、いわゆる直播と言われております直播事業について、この事業の中で取り組まれると思いますけれども、21年度の我が市の水田の作付方法、直播の状況はどのようなことを想定されているのか、お伺いします。

二つ目でございますけれども、これも先ほど配付になった資料で大分わかったわけですが、あまり複雑な内容になっておりまして、この傾向というものが果たしてどうなっているのかということをつかみ取れませんでしたので、あえてお聞きしますけれども、いわゆる産地づくり交付金、旧産地づくり交付金、21年度から産地確立交付金というふうになっておりますけれども、その単価であるとか、作物ごとの単価、あるいはまたいろいろな条件があると思っておりますけれども、傾向的にはどのように変化してきたのか、わかっていることがありましたら、ひとつお願いしたいと思います。

次に、105 ページ、6 款 1 項 7 目中山間地域振興費の直接支払交付金についてでございます。この事業は、農業予算関係のかなりの額を占める予算額で、非常に貴重な予算なわけでございますけれども、対象地域のいろいろな事業内容に対して、市では、現場監査、あるいはまた書類監査、さまざまの、いわゆる調査を行っているはずでございます。20 年度の決算状況からどのような指摘事項があって、そのことを 21 年度の各協定地域に対して、どのような指導を行おうとしたか、そのことについてお願いします。

それから、二つ目でございます。各協定の決算状況の中から、いわゆる決算諸表に出てくる繰越金というものがございまして、協定、中山間支払事業の中でも、繰越金というものはございまして、この繰越金の状況について、お知らせ願いたいと思っております。

それから、三つ目でございます。にかほ市内のこの中山間直接支払交付金事業についての協定参加者の数の増減 — まあふえるということはないでしょうけれども、その減少はないかということを通告してございますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、お答えします。

初めに、101 ページの目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業であります。現行の夢プラン応援事業は、平成 18 年度から平成 20 年度までを事業期間とし、その実施要領上、複合経営の拡大を図るために、稲作部門の省力化や合理化が必要との位置づけから、水田経営所得安定対策に加入の集落営農組織に限り、稲作用の機械についても助成対象となっております。そのため、平成 20 年度当初予算では、二つの集落営農組織から、3 台の稲作用機械の予算要望が出されており、その額は補助金額で 701 万円となっております。しかしながら、平成 21 年度から 22 年度を事業期間とする新しい夢プラン応援事業では、事業内容の一部について制度改正が図られ、稲作機械については、一部の機械を除き、地域農業の大部分を担う発展型の経営体を育成する観点から、集落型農業法人のみが助成対象へと改められております。現在のところ、この要件を満たす法人組織がにかほ市内には設立されていないことから、21 年度の予算規模が縮小となりました大きな要因であります。また、平成 20 年度におきましては、個人の認定農業者からも畑作拡大用の大型機械や繁殖牛拡大のための畜舎の整備など、複合経営部門でも比較的事業規模の大きい取り組みがありましたことも一因となっております。

次に、102 ページのグリーン・ツーリズムの関係であります。この事業につきましては、内容は一般から募集した参加者が市の特産品として開発したカナカブの焼き畑、それから種まき、収穫、

漬物の実体験を初めとして、イチジク、ミョウガなど農作物の収穫等を体験してもらうもので、年間7回ほどの実施の計画であります。にかほ市においては、今回助成する大竹カナカブの会を初めとして、グリーン・ツーリズムの受け皿となるグループや団体を育成してまいりたいと考えております。

次に、103ページであります。転作作物産地形成推進事業補助金についての(1)であります。水稲直播によるものでありますが、これにつきましては、6款1項4目、生産調整推進対策費19節の負担金補助及び交付金に予算計上されております転作作物産地形成推進事業補助金は、米の生産調整の実効性確保とあわせ、大豆、パレイシヨ、ソバ等の土地利用型作物の品質収量の安定や作業の効率化により組織的な複合経営の発展を図るため、転作作物の団地化の取り組みに対して助成する内容となっております。そのため、本事業では、水稲直播は対象となっております。

水稲直播は、栽培の状況については、平成20年度、にかほ市では22ヘクタールの取り組みがなされております。そのうち、仁賀保地区の17ヘクタールは、百合管内ではトップクラスの面積となっております。また、収量・品質面でも、平成20年度の実績では先進的に取り組まれてきた農家の技術力向上と指導機関のきめ細かな栽培指導により、実証圃のデータでは、慣行栽培に迫る収量結果となっております。水稲直播栽培は、慣行栽培に比べ、省力化や低コストが図られることから、経営規模の拡大や複合部門の強化、集落営農などでの労働力不足の解消や高齢化の対応など、その普及拡大が大きく期待されているところであります。しかしながら、慣行栽培に比べ、鳥の害

— 鳥害や雑草害などによる品質・収量面での課題もまだ残されており、栽培技術の戸惑いや不安もまだ払拭できない農家の皆さんもたくさんあります。このことから、由利地域での栽培技術の向上や普及拡大を図るために、昨年、由利地域振興局農林部が事務局となりまして、関係機関や先進的農家をメンバーとする由利地域水稲直播栽培拡大推進チームを設置し、必要な活動を行っております。

また、にかほ市では、産地づくり交付金事業を活用し、慣行栽培に比較しての減収相当額を支援するなどして、農家が取り組みやすい体制を整えております。そのようなことから、平成21年度は、これまで取り組みのされていない地区や新規の農家により、さらなる面積拡大が期待されますが、反面、播種に必要な機械の条件整備や新規取り組み者の栽培技術の向上が課題となってくることから、国や県の補助事業を活用するための受け皿の形成や、地域全体が技術向上を図れるよう、取り組み農家が相互に情報交換を図れる体制づくりを初め、拡大推進に向け、栽培指導機関と連携しながら支援してまいりたいと考えております。

2の平成21年度における転作作物に対しての産地づくり交付金の国の方針についての御質問です。国際的な穀物需給の逼迫と食料確保の不安定要因が増大することに加え、我が国の食料自給率が40%にとどまっている現状で、国内の食料自給率の強化に向けて、水田を有効活用し、戦略作物の需要に応じた生産拡大を進めるための食料供給力向上対策を平成21年度の産地づくり交付金事業等における施策の柱としております。具体的には、これまでの産地づくり交付金事業を見直し、調整水田や不作付農地を国の交付金の助成対象から除外するなど、作物作付に対して用途の重点化を図っております。また、自給率向上のために、主食用水稲の生産調整の強化や不作付農地へ大豆

や新規需要米などの作付転換を図る取り組みを支援する水田等有効活用促進交付金事業が新たに創設となっております。

これらの国の施策を受けまして、にかほ市におきましても、先般、にかほ市水田農業推進協議会を開催し、水田のフル活用に向け、不作付農地からの作物作付転換を促すための方策や、飼料用米等の作付拡大に向けた支援策の拡充など、平成 21 年度の具体的な取り組みの方策を協議・決定するとともに、今後はその実効性確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、105 ページです。中山間についてであります。初めに、20 年度の対象地区現地調査の結果から、21 年度事業に対しての指摘事項はなかったかとの御質問であります。市内 30 協定の 20 年度の現地調査は今年の 10 月、11 月に実施しておりますが、おおむね適正に管理されておりますが、ごく一部について管理が不十分なところが見受けられました。その後の指導によりまして、すべてが適正な管理として判断されております、協定に対する指摘事項はありませんでした。

次の各協定の決算の繰り越しの状況についてであります。協定書及び事業計画に基づき、積み立てしている協定や次年度の活動経費として繰り越ししている協定があります。この中山間地域直接支払交付金事業が平成 21 年度で終了となるため、事業計画に従って、最終年度は繰り越しにならないよう指導しているところであります。

次の協定参加者の減少はないかとの御質問ですが、協定参加者数については、例年、水田の貸し借りなどで、耕作者が変わる場合があり、多少の増減があります。ちなみに、平成 19 年度では、延べ人数で 622 名でありましたが、平成 20 年度におきましては、延べ人数が 616 名で、6 名の減ということでありました。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 20 番池田甚一議員。

20 番（池田甚一君） 2 点だけ再質問します。

最後の中山間地域直接支払制度に対する再質問ですけれども、指摘事項はなかったということで、大変、どの協定も目標どおり、あるいはまた決められたとおりやられていると思います。2 番目の繰越金ですけれども、21 年度で終了ということで、21 年度の決算で繰り越しされたお金はどのように処分するのか、そのことを 1 点お聞きします。先ほど繰り越し出ないように指導するというようなことを言われましたけれども、もし例えば発生した場合は、返還するのか、あるいはどのようにするのか、その点をひとつよろしくお願ひします。

それから、大変、まあ思いを入れないように発言しますけれども、我々農家にとっては、あるいはまた、すべての農家にとっても、この直接支払制度というのは大変有効で喜んでる制度でございます。21 年度で終了ということですが、担当課の感触として、農林水産省とのいろいろなやりとりの中で、22 年度からはどのような、これと似たような制度が発生するのかどうか、その辺の - まあ大変難しいことだろうと思いますけれども、感触でよろしいですから、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、103 ページの、なかなか名称が毎年くるくる変わるものですから、どれが何だかさっぱり私も、多少先ほどの質問でも間違った表現を出してしまい、申しわけありませんでした。大変よくわかりましたので、これは結構だと思います。

それから、グリーン・ツーリズムモデルの件です。市長は、農業と観光についての密接な体系こそ必要だということで、毎回の施政方針演説、あるいはまた、行政報告で力説していますけれども、この今回のモデル事業の中に、宿泊施設を伴う、いわゆる民宿型、グリーン・ツーリズム型というような構想は入っていないんですか。その2点だけを再質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、順序逆になりますが、初めに、グリーン・ツーリズムのほうにおこたえしたいと思います。このグリーン・ツーリズムというのは、やはり前にもお話ししたことがあると思いますが、滞在型ということで、体験学習、あるいはそのようなものを含んで、観光振興の一環にしたいというのがあります。今回のものにつきましては、いわゆる最近特に言われております地元の特産品、開発されている方もいらっしゃいますけれども、なかなか特産品としてアイデアが出せないところが多々あると思われま。昨年、このカナカブにつきましては、県のモニター事業で一度やったという実績があって、この地域の方々に引き続き、カナカブ、あるいは会で栽培しておりますイチジクとかミョウガなども含めて、こういう特産品になるようなものを体験していただいて、できれば年間を通じて活動していただき、それを今後につなげたいというものであります。市長のほうからもお話がありましたように、なかなか民宿という制度がこの地域で根づいていないということもあって、民宿等ができるようになれば、農業、あるいは林業、漁業についても拡大できるのではないかと考えておりますが、今のところなかなか民宿というところの課題がありまして、滞在型に結びついていないのが現状であります。

次に、中山間のことであります。繰越金につきましては、主に、繰り越しの内容につきましては、導水路の整備積立金、あるいは共同機械購入積立金、災害復旧積立金として次年度にこれまで繰り越しております。一昨年、水害のあった地域では、この積立金を利用して、集落単位で水田の復旧工事をやったということもありました。それで、現在のところは、この繰り越しにつきましては、21年度で、各組織の中で消化できるという中でお話をしておりますので、繰り越ししなければいけないというような状況ではないように伺っております。

それで、21年度でこの事業が一応終了ということではありますが、これまでには何回かいろいろな事業の中で、再度この事業期間が延びてきた経緯もありますが、平成22年度からについては情報が入っていないくて、ことしあたり、新たな施策が打ち出されるとは思いますけれども、この事業についての情報は入っておりません。以上です。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第37号について、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 一般会計予算ですが、29ページの歳入の関係です。総務費の県補助金の中に、旅券事務の端末機、これがありまして、50万4,000円で、説明によると、これは100%補助ということでした。一方、支出のほうには、この端末機、手に入れた後に、保守委託費として3万1,000円などあるわけです。機械の補助した後の保守点検料とか事務費などの補助は出ていないのではないと思うんですが、その辺は確認したい。県では、いろいろな内容について権限移譲を受けてもらいたいというふうに市町村に言ってきているわけですが、この後、権限委譲を受けようとしている

ものはあるのかどうか、その際の費用等もあると思うので、もし前に受けた例でも、費用の関係で説明できるものがあつたら、話をしてもらいたい。端末機を補助してもらっただけでも、もちろん市民へのサービスということがふえますので、その点はそれでいいのかなというふうにも思いますが、その点一つ。

もう一つは、母子保健事業、89 ページですが、妊婦健診、これ前年度は 970 万円ぐらいで、10 枚の補助金を出すという予定だったようです。これが今回、いろいろ施策を講じなければいけないという政府の考えもあって、本年度予算はちょっとふえています、14 回すべてになるのかどうか、その点を確認したいと。以上、2 点です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 29 ページの旅券事務関係の県補助金についてお答えいたします。

旅券事務の権限移譲に伴う補助金としましては、端末機の設置費用のほかに、端末機の保守費用 3 万 240 円と、初年度交付金として 2 万円が交付されます。これにつきましては、32 ページの 15 款 3 項 1 目 1 節の総務委託金の中に、預金交付事務委託金として計上いたしております。また、1 件あたりの交付手数料としまして、約 800 円が交付されることになっておりますけれども、交付件数の予測がつかないことから、その分につきましては、当初予算には計上いたしておりません。

このほかの県からの権限移譲を受けるものについてでございます。これにつきましては、総務部のほうでお答えするべきものと思っておりますが、私のほうから申し上げます。4 月から権限移譲を受けるものとしたしましては、民生児童委員の指揮・監督、それから、結核にかかった児童に対する療養の給付の決定、それから浄化槽の設置の届け出の受理、それから浄化槽の水質検査の報告の受理、土地改良区の農業用排水施設の管理規定の認可、農地等の権利移動の許可、農地または採草・牧草地の賃貸借の解約等の許可などがございます。いずれも初年度交付金として 2 万円が交付されることになっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

妊婦健診は 14 回すべて受診できるようになっているのかということですが、近年の出産年齢の上昇などによりまして、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由などによりまして健康診査を受診しない妊婦も見られまして、母体、あるいは胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康審査の重要性、必要性が一層高まっているところであります。今回、国では、妊婦が健診費用を心配せずに必要な回数 — 国では 14 回としておりますけれども — 14 回の妊婦健診を受けられるように、公費の負担を拡充することにしております。

妊婦健診につきましては、現在、にかほ市では、妊婦一般健康審査と歯科健康審査とを合わせて 10 回の健康審査ができるように、妊婦健康審査受診券を交付しております。平成 21 年 4 月からは、妊婦一般健康審査 14 回と、歯科健康審査 1 回のすべての妊婦健康審査を受診できるように、国の方針に沿いまして、事業実施のための事務作業を現在進めているところであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 最後の妊婦健診の関係ですが、これは 14 回分すべて、どの程度の補助と

いはいですか — になっているか、その点、確かめたいんです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 健康診査の料金としては、各周月といいますが、何週間経過したかということで、それぞれ単価は違っているわけですがけれども、にかほ市の場合は、契約単価 6,000 円で契約しておりますし、今後もこの金額を維持していきたいと思っておりますけれども、個人の負担につきまして、これは自由診療でありまして、それぞれの医院で値段は違うと思っておりますけれども、聞くところによりますと、1,000 円前後の自己負担で受診しているように聞いております。

議長（竹内睦夫君） 12 番議員、いいですか。

12 番（村上次郎君） はい。

議長（竹内睦夫君） 同じく議案第 37 号についての質疑、次に、6 番佐藤文昭議員。

6 番（佐藤文昭君） 67 ページの指定統計調査費の、これは調査員と指導員は何人か、それから、具体的内容と書いてありますけれども、これらの統計調査の期間について、ひとつお願いします。

それから、138 ページのキャリアの教育関係はよろしいです。

それから、141 ページの自治体国際化協会負担金 22 万 5,000 円、この協会の事業内容はわかりましたので、負担金の算出についてお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 指定統計調査費について、お答えします。

初めに、工業統計調査については、調査員 13 名で、指導員はおりません。毎年実施する統計調査で、市内にある製造業を営む事業所を対象にしております。製造品の種類、出荷額、従業員数や給与などの調査が主な内容でございます。

次に、農業センサスについては、調査員 103 名、指導員 7 名、計 110 名であります。5 年周期で実施する調査で、農林業施策の基礎資料を整備することを目的に実施するものであります。経営の形態、事業の種類、所有地の面積などの調査が主な内容です。

全国消費実態調査は、調査員 6 名、指導員はおりません。5 年周期の調査であります。国民生活を調査し、全国や地域別の世帯の消費所得、資産等の水準や構造などを調査することを目的にしております。世帯の給与、世帯の物品の購入先、貯蓄や借入れなど、多岐にわたる調査内容となっております。

経済センサスは、調査員 27 名、指導員 3 名の計 30 名であります。新たに創設された統計調査であります。産業を対象とする現行の大規模な統計調査は、農林水産業、製造業、商業、サービス業など、産業分野ごとにそれぞれ異なる年次及び周期で実施されております。このため、同一時点における国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計を作成することができませんでした。このことから、産業にかかわる統計調査の統廃合を行い合理化を目指すとともに、包括的な産業構造統計を整備し、統計制度の精度を高め、産業構造などの的確な把握に努めることとしたものであります。これにより廃止される既存の統計調査は、事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査などがございます。調査の内容は、事業所の名称、経営組織、従業員数、資本金などですが、平成 23 年度の基礎資料とする調査でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、141 ページの自治体国際化協会負担金の算出についてでございますが、にかほ市には、A L T 3 名の方がおりまして、毎年負担金を出しているわけなんですけれども、この負担金は人員割ということになっておりまして、1 人当たり 7 万 5,000 円となっております。この経費につきましては、ジェットプログラムという規則に定められて、それに従って、1 人 7 万 5,000 円の負担金を支払っていると、そういうことでございます。

議長（竹内睦夫君） 6 番佐藤文昭議員。

6 番（佐藤文昭君） まず、国際化協会負担金の件についてでございますけれども、決算は認定しているんですけれども、平成 19 年度の予算は 22 万 5,000 円、決算額が 58 万 3,587 円、この差額はどういう原因か、教えてください。それから、20 年度は予算も 22 万 5,000 円ですけれども、20 年度の予算の決算というか、支払い負担額の件について、まず一つお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 決算額とその差額が出たというのは、途中での A L T の入れかえがあったためかと思いますが、詳細についてはちょっと資料を持ってきておりませんので、この次に詳細にわたって説明したいと思います。

【6 番（佐藤文昭君）「20 年度の支払い額、負担金」と呼ぶ】

教育次長（小柳伸光君） その件につきましても次に示したいと思います。

議長（竹内睦夫君） 6 番佐藤文昭議員。

6 番（佐藤文昭君） この協会、一つは例えば語学指導の給料だと思いますけれども、この自治体国際化協会というところからは、この A L T の給料にも別に出ているんですか。それ一つお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） これにつきましては、国庫負担金のほうに算入されてきております。

【6 番（佐藤文昭君）「市のほうに入っているの」と呼ぶ】

教育次長（小柳伸光君） 市のほうに、国庫負担金の中に入っております。

【6 番（佐藤文昭君）「幾らだか、わかりますか」と呼ぶ】

教育次長（小柳伸光君） それは総務部のほうで、すみません、お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） A L T に対する経費については、地方交付税の普通交付税の中に基準財政需要額にその学校規模に応じて措置されているということでございます。

【6 番（佐藤文昭君）「金額、わかりませんか」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 2 時 35 分 休 憩

午後 2 時 35 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） それでは、実は、この協会は理事長が — まあこれ自己の意見が入るから、ちょっとうまくないな — 理事長と専務理事が総務省と外務省の出身で、いわゆる天下り官僚です。この協会の5人分の人件費が年間8,000万円、積立金が127億円あります。それで、各自治体から、この負担金についても疑問視されておりますので、所見について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） まあ所見と言われても、ちょっとあれなんですけれども、確かに何日前、テレビで報道されたのは私も見ておりました。この財団法人自治体国際化協会という会は、今言われましたように、県市町村、それから総務省、文部科学省と協力して、地域における国際交流活動に従事する国際交流員、C I R、それから、にかほ市にも来ております、中学校等で語学指導に当たるA L T、それからスポーツ指導を行うS E Aといいますが、そういうような語学指導を行う外国青年の招致事業を推進しているわけなんです、そのほかに、地方公共団体の海外との姉妹提携や姉妹交流活動のあっせん、それから、外国の地方自治体等の職員を日本の地方公共団体に受け入れてもらうような行政・農業・環境分野についての研修事業とか、自治体職員を専門家として海外に派遣する事業とか、そういうような事業を推進しているようですが、この間、出たニュースのような内容については、その深いところまで承知していませんので、ちょっと何とも言われないうです、今のところ。

【6番（佐藤文昭君）「はい、わかりました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

【6番（佐藤文昭君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第37号に対する質疑、ほかにございませんか。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、質疑の通告がありましたので、発言を許します。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 特定健康診査、いわゆるメタボの関係ですけれども、20年度の実施、当市の場合は19年度から準備の事業をやって、そして、20年度と。他の市に比べては、先輩格になっております。受診数は、目標とするところが54%で、動機づけ支援と積極的支援は、目標の34%に対して18%と低い実施率となっております。低い数字になった状況について、どのように分析しているのか、また、見直しを含めて検討することとなっておりますが、考えている対策について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

特定健康診査等、事業の実施につきましては、平成20年度から保険者に義務づけされたものでご

ざいます。市長が市政報告で申し上げましたとおり、特定健康診査の全体の受診者数は3,759人でございますけれども、内訳としては、後期高齢者の受診者が1,266人、国保加入者の受診者が2,493人、率にしまして41.6%となっております、目標の54%を残念ながら下回っております。特定保健指導におきましても、動機づけ支援が42人、積極的支援が27人の合計69人となっております、支援率は17.9%と、目標を大きく下回っております。初年度ということもございまして、これまでの基本健診との違いや特定健診に対する理解が不足していたように思われます。したがって、低い数字となった状況につきましては、PR不足ということになるかと思えます。今後は、より一層のPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、保健指導につきましても、健診結果をもとに、支援の対象となります385名の方に特定保健指導への参加を呼びかけたところでございますが、途中で続かなくなった方などが多くありまして、結果として、最後まで指導を受けた方が69人となってしまったものでございます。このことを踏まえまして、21年度には、保健指導対象者への呼びかけは連絡とかお願いだけの方法ではなくて、直接本人に面談して行うことに重点を置いて実施してまいりたいと思えます。目標としている37%をクリアできるように、145人くらいの対象者の理解はぜひとも得たいものと考えております。そして、20年度、21年度の結果を踏まえまして、今後の計画の見直しも含めて、検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最初に、去年、20年度の予算をつくる際の、いわゆるこの特定健康診査の事業の目標とか、そういうものの数字を見て、私、言ったのですが、そのときの目標では54%が初年度と。その人数についても今回の、そのときの人数で割った結果、54%はクリアしたと、そういうふうに私まず言ったわけです。それから、二つ目、例えば今、3,759人とおっしゃいましたので、これで40数%と。これは全体、じゃ何人の目標だったのか、これが一つです。

二つ目は、途中で続かなくなったということは、当初この事業をやる際に、私もそのことについて委員会で言ってきましたが、これはかなり大変難しい事業だと。年間ずっと通して続けていくということは、かなりやっぱり本人の理解と、そして意志と、そういうものが要だろうということがあったわけですよ。懸念されていたと思うんです。したがって、そういうことについて、今回、面談をしてとかという、それだけでいいのかどうかですね。その辺についてはどういう、37%の目標クリアということがどういうふうにしてやっていくか、そのことについて、これ以上、答弁出ない、今は対応を考えていないとすれば、それはそれでいいんですけども、そのあたりについてやっぱり、じっくり対象者とかが家族とか、そういうふうにして話をしていくようなことが必要ですというふうに思っているんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 第1点目の目標でございますが、あくまでも平成20年度の目標は、特定健康診査につきましては54%、特定保健指導につきましては34%となっております。21年度の目標は、同じく57%と37%というぐあいに目標を立てておりますので、何とかこの目標を達成できるように頑張りたいと思えます。

ただ、2点目の御質問のように、無理やりですね — 無理やりというわけにも、なかなか、大変難しい問題です。保健婦さんを初めとして、今一生懸命、何とか指導はしているわけですが、指導を受ける方のほうの意識も少しずつ変えてもらうように、それも含めて一生懸命指導していくというしか、お答えすることはできません。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第38号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認め、これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号平成21年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑の通告がありましたので、発言を許します。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 231ページのところで、いずれ歳入歳出2億4,168万4,000円、去年のケースは、2億5,476万3,000円で、5.1%減ですが、被保険者はふえていると思うんです。したがって、そういう内容になった要因として、例えば、治療を控える意識が働いたということは考えられないのでしょうかということであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

後期高齢者医療特別会計予算というのは、特別徴収と普通徴収による保険料と、保険料の軽減分であり、保険基盤安定繰入金との二つの歳入と、これらの歳入を広域連合へ納付する歳出、これが主なものでございます。御質問の全体の5.1%の減につきましては、保険料の軽減措置が行われたことによるものでございます。

なお、後期高齢者の医療費につきましては、一般会計予算の86ページ、3款4項4目後期高齢者医療費19節に、県後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金として、後期高齢者の医療費総額の12分の1相当額、2億6,194万9,000円が予算措置されております。これがいわゆる後期高齢者の医療費と言われるものでございます。20年度との比率で8.9%、2,140万5,000円の増となっております。したがって、治療を控える意識ということですが、医療費の伸びから見まして、そのようなことはないと思っておりますし、窓口におきましても、治療が受けにくくなったなどの相談や苦情等を受けたことはございません。以上でございます。

【16番（竹内賢君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第40号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第40号の質疑を終わります。

所用のため3時まで休憩します。

午後 2 時 50 分 休 憩

午後 3 時 02 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 41 号平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計予算について及び議案第 42 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、2 件の質疑を行います。質疑はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 41 号及び議案第 42 号、2 件の質疑を終わります。

次に、議案第 43 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、質疑の通告がありましたので、発言を許します。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 下水道使用料は、4,510 戸で今回は予算計上されています。下水道工事全体計画の進捗状況と、21 年度の工事計画と現段階での完成年度について伺います。21 年度でも施設整備委託料が 7 億 6,200 万円と、それから、公共下水道工事が 3 億 7,400 万円、合わせて 11 億円以上の工事費がかかっています。そういうことで、先行きどういう内容になっていくのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから議案第 43 号公共下水道事業についての質疑にお答えいたします。

最初に、全体計画の進捗状況ということなんですけれども、面整備については、全体計画面積が 874 ヘクタールのうち、整備面積が 524 ヘクタールで、約 6 割が整備済みとなっております。処理場は処理地 5 系列のうち 3 系列が、また、中継ポンプ場は 8 ヲ所のうち 5 ヲ所がそれぞれ供用開始している状況にあります。

そして、21 年度の工事計画についてです。主な工事内容についてですが、面整備は仁賀保地区の面整備ということで、面積が 21.5 ヘクタール、管の敷設延長で約 2,500 メートル、象潟地区面積で約 11.5 ヘクタール、管の敷設延長で約 3,560 メートルを予定しております。また、仁賀保地区では、管の推進工事がありまして、約 70 メートルの実施、また、平沢、矢妻、才の神のおのおののポンプ場の機械・建築・電気工事を予定しております。現段階での完成年度については、今後の国庫補助金、財政支援の見通し、関係機関との協議にもよりますが、おおむね 10 年以内をめどに面整備を完了したいと考えております。以上です。

【16 番（竹内賢君）「はい、わかりました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第 43 号について、ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 43 号の質疑を終わります。

次に、議案第 44 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、質疑を行います。

す。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 44 号の質疑を終わります。

次に、議案第 45 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計予算について、質疑の通告がありましたので、発言を許します。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 簡単に申し上げますが、ちょっとあれですが、ガス漏れ検査をやられているような、私も実際に初めて見たんですけれども、この実施後、ガス漏れが発見された場合、どういう対処をしているのかですね。具体的に申し上げますと、昨年、武道島の私の近くのところで、ガス検査をやっていた業者の方が、専門の業者のようですが、ガスが漏れているということで、何人も検知器で検査をしていました。それで、ここの部分、ここの部分と印をつけておったんですが、実際にその後、工事とかそういうものがやられていないわけですよ。したがって、せっかくガス漏れ検査をやった後、どういう対処をするような計画になっているのか、対処方針について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それではお答えいたします。

ガスの導管の漏えい検査につきましては、ガス事業法に基づくガス工作物の技術上の基準を定める省令で規定されております。これによりますと、圧力が高圧なものにあっては 14 ヶ月、その他のものあっては 40 ヶ月に 1 回以上検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬとされております。このことは、にかほ市ガス保安規定においても同様に規定しております。

ガス漏れ検査の計画についてのお尋ねでございますけれども、にかほ市には高圧な導管がありませんので、すべて 40 ヶ月に 1 回の検査でよいことになっております。このことから、市内をおおむね 3 等分いたしまして、3 年サイクルで検査を計画し、実施をしているところであります。ただ、にかほ市には、一般家庭で通常使用しているガスよりも若干高い圧力の導管があります。これらの導管につきましては、万が一事故が起きた場合、ガスの漏れるおそれが非常に強いことから、毎年漏えい検査を実施し、自治保安の強化を図っているところであります。

次に、漏えい検査でガス漏れが発見された場合の対処方針であります。単発で発見された箇所については、直ちに修繕工事を行い、漏えいを防止しているところであります。また、同一路線で何か所も漏えいが発見された場合は、単発としての修繕か、あるいは路線全体的な入れかえが必要なのか、その辺を検討いたしまして、応急処置を含めて対処をしているところであります。このような漏えいが発見された区間、路線につきましては、入れかえを実施しない場合、翌年も引き続き検査を行うなどの対応をし、安全確保に努めているところであります。また、この路線が経年管である場合は、経年管更新事業の対象でも、入れかえの優先度を上げるなどの対応をしているところでございます。今後も 2020 年までの更新を目標に、発生確率や被害の重大性を考慮しながら、計画性を持って、対応を講じてまいりたいと考えております。

お尋ねの昨年の件でございますけれども、導管の工事において武道島のほうでガスが漏れたというのはございました。ガスが漏れたといっても、昨年 ー ことしですね、20 年度の結果におきまして、9 ヶ所においてガスの漏えいの疑いの場所が発見されております。このうち 5 ヶ所はメタン

ガスということで、ガス漏れではございませんでした。したがって、漏えい工事は行っておりません。どぶのガスとかそういうものでございまして、武道島もその中でございまして、ガスの漏えいではございませんでした。そのほかの4カ所については、すべて入れかえを行っているという状況でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） わかりました。

確認しますけれども、これは9カ所というのは、去年の検査の際に9カ所見つかったと。そして、そのうちの5カ所についてはメタンガスであって、武道島地内の場合もそのメタンガスだったということで、理解していいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） はい、そのとおりでございます。

【16番（竹内賢君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第45号に対して、ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認め、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号平成21年度にかほ市水道事業会計予算についての質疑を行います。質疑はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての質疑を行います。質疑はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第47号の質疑を終わります。

休憩します。

午後3時13分 休憩

午後3時16分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

次に、日程第44、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第28号、議案第37号及び議案第47号の審査のため、議長を除く23人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午後 3 時 17 分 休 憩

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員( 22 名 )

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明

### 欠席委員( 1 名 )

21 番 本 藤 敏 夫

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

.....

### 説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦

財 政 課 長	佐 藤 家 一	市 民 課 長	木 内 利 雄
生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良	健 康 推 進 課 長	三 浦 美 江 子
農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一	観 光 課 長	武 藤 一 男
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齊 藤 俊		

.....

午後 3 時 23 分 開 会

年長委員（山田明君）にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は 22 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 23 番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、15 番榊原均委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君）異議なしと認めます。したがって、委員長には 23 番、私、山田、副委員長には 15 番榊原均委員が決定しました。

23 番、私、山田及び 15 番榊原均委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君）一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 28 号、議案第 37 号及び議案第 47 号をそれぞれ一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君）異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後 3 時 21 分 散 会

.....

午後 3 時 23 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 45、議案及び請願・陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっております議案第 6 号から議案第 47 号までの 42 件は、お手元に配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託します。

次に、請願第 1 号及び陳情第 1 号から陳情第 3 号までの 3 件は、お手元に配りました請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第 46、請願の紹介を議題とします。

今定例会に提出されました請願第 1 号中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書の紹介を求めます。1 番飯尾善紀委員。

【1 番（飯尾善紀君）登壇】

1 番（飯尾善紀君） 請願第 1 号の内容について説明いたします。

中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書。

路線番号 32462、中山 3 号線は、樋目野字中山を起点に中三地字中山を終点とする幅員 4.0 メートル、延長 1,756 メートルの市道であります。旧町時代の平成 15 年に地元住民より、中山 3 号線改良工事早期着工を求める請願書の提出があり、当時継続審査となった経緯のある路線であります。

6 年前は、まだ日本海沿岸自動車道の路線と金浦インターチェンジの位置づけが確定しておらず、中野・前川線改良工事の具体性も見えていない状況でしたが、合併時以来待望の中野・前川線改良工事の完成を目前にし、あわせて金浦インターチェンジ完成度の交通需要を予測するとき、中山 3 号線における交通量の増加は必至であります。また、この路線沿いには、数社の企業も進出しており、完成後には仁賀保高校への通学、象潟地区への通勤路線となる重要路線であります。

関係自治会初め、管理組合同意のもと、地区住民の悲願であります中山 3 号線の拡幅改良について、同路線の重要性をかんがみ、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

請願者、中山管理組合、中野自治会長、斎藤芳克。以下、自治会長 5 名。積進工業株式会社代表取締役、佐藤濤雄。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） これで請願の紹介を終わります。

次に、先ほどの質疑の中で一部答弁保留されていた件につきまして、教育次長から……。

暫時休憩します。

午後 3 時 29 分 休 憩

午後 3 時 30 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 先ほど、佐藤文昭議員に対しまして答弁を保留していた負担金についてでございますが、19年度決算額が58万円という負担金でしたが、その内容につきましては、新しいALTの渡航費用の負担金が36万7,587円、3名分が入っておりまして、その合計で58万3,587円と、そういうような内訳になっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後3時31分 休憩

午後3時32分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 20年度につきましては、ALTの異動がなかったため、22万5,000円と思われまます。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員の先ほどの質疑に保留しておりました答弁について、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 答弁の中で、民間施設給与等の改善費の加算額の減額について申し上げましたけれども、この内訳としては、定員によって、その加算額の率が違うわけでありまして、にかほ保育園が12%加算から10%加算になった影響で、1,240円掛ける2,829人、これ延べ人数でございます。それで、この額が350万7,960円。若葉保育園が4%加算から8%加算になりまして、3,250円の708人分、230万1,000円の増額。それから、白百合保育園が12%加算から10%加算になりまして、1,430円の1,264人、182万7,520円。これを合計いたしますと、330万4,480円となります。

なお、保育所ごとの先生方の年齢につきましては、掌握しておりません。

議長（竹内睦夫君） 以上で、先ほど質疑の中で答弁保留されていた分の答弁が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時35分 散会